

平成25年度実績評価書

平成 2 6 年 7 月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成24年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。)において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標(基本目標)及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成25年3月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成25年度実績評価計画書」を作成したところであるが、この度、基本計画及び「平成26年度政策評価の実施に関する計画」(平成26年3月国家公安委員会・警察庁決定)に基づき、「平成25年度実績評価計画書」において示した18の業績目標の実施状況についてそれぞれ評価を行った。

本評価書はその結果等を踏まえ作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している(施策全般に関わる事業については、記載を省略している。)

凡 例

1 認知件数等について

認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

2 刑法犯及び特別法犯について

刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

特別法犯

上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車に

よる交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、原則として認知件数は計上していない。

3 各業績指標の達成度の評価基準について

達成：

指標を全て達成していると認められるもの

おおむね達成：

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

達成が十分とは言い難い：

指標を全て達成しているとは認められないもの

4 各業績目標の達成度の評価基準について（各行政機関共通区分）

目標超過達成：

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

目標達成：

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの

相当程度進展あり：

一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの

進展が大きくない：

一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

目標に向かっていない：×

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

5 評価結果の政策への反映の方向性について

引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

改善・見直し

評価対象政策の一部を廃止、休止又は中止するもの

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

平成25年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進				
業績目標の説明	犯罪を未然に防止するための各種対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。				
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >	134,915 < 110,699,410 >
	補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	0 < 48,874,639 >	0 < 13,567,467 >	
	繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >		
	合計(a+b+c)	190,841 < 182,431,819 >	78,841 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	177,822 < 136,600,031 >	60,553 < 129,799,690 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開 第2 住まいと子どもの安全確保 第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生				
	「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承) 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する				
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 1 防犯ボランティア活動等の促進 2 犯罪に強いまちづくりの推進 5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進 第2 犯罪者を生まない社会の構築 1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進 第3 国際化への対応 4 国際組織犯罪対策 人身取引対策の推進 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 3 銃器対策の推進 厳格な銃砲刀剣類行政の推進 5 組織的に敢行される各種事犯への対策 違法風俗店等に対する取締りの推進				
	「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する				
	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (4) 銃器対策の推進 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進				

業績指標	項目	基準						実績 25年度
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	
地域住民等の安全を脅かしている犯罪(注)の認知件数	重要犯罪(件)	15,751	14,880	14,548	14,141	14,347	14,733	14,636
	殺人	1,254	1,101	1,047	1,033	1,041	1,095	954
	強盗	4,373	4,433	3,894	3,674	3,593	3,993	3,272
	放火	1,438	1,237	1,204	1,035	1,029	1,189	1,097
	強姦	1,517	1,349	1,259	1,198	1,294	1,323	1,390
	略取誘拐・人身売買	162	153	171	172	170	166	188
	強制わいせつ	7,007	6,607	6,973	7,029	7,220	6,967	7,735
	住宅対象侵入犯罪(件)	112,782	103,116	93,160	85,254	81,598	95,182	76,060
	住宅強盗	364	366	300	274	277	316	243
	空き巣	64,544	57,801	51,587	45,396	43,861	52,638	39,284
忍込み	18,590	17,112	16,044	15,967	13,409	16,224	13,503	
居空き	4,786	4,465	3,883	3,616	3,731	4,096	3,229	
住居侵入	24,498	23,372	21,346	20,001	20,320	21,907	19,801	
25年度は暫定値 (26年4月生活安全企画課作成)								
注: 「治安に関する特別世論調査」(平成24年7月内閣府実施)及び重点的に抑止すべきとして各都道府県警察が選定した犯罪を総合的に勘案し、重要犯罪及び住宅対象侵入犯罪を地域住民等の安全を脅かしている犯罪として選定した。								

	達成状況: (重要犯罪)	達成目標	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を前年度よりも減少させる。
	達成状況: (住宅対象侵入犯罪)		

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19～24年度 (平均)	25年度
	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,794,432	1,670,578	1,557,034	1,459,195	1,361,335	1,568,515	1,307,006
		25年度は暫定値 (26年4月生活安全企画課作成)							
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19～24年度 (平均)	25年度
	防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)	団体数(団体)	40,538	42,762	44,508	45,672	46,673	44,031	47,084
		構成員数(人)	2,501,175	2,629,278	2,701,855	2,713,968	2,773,597	2,663,975	2,747,268
		【事例】 地域住民が主体となった防犯ボランティアが、パトロール時のゴミ拾いや風俗ビラの撤去等の環境改善に取り組むとともに、周辺地区で活動する大学生防犯ボランティア等と連携し、防犯広報や合同活動を実施することにより活動の裾野拡大・活性化、後継者の育成を図っている。(山口)							
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
	街頭防犯カメラの整備台数	整備台数(台)(注4)	363	461	540	791	921	615	1,165
		注4:警察が設置・管理している台数 (26年4月生活安全企画課作成)							
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
	少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	89,842	90,521	83,469	75,974	63,168	80,595	54,470
項目		20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年	
不良行為少年の補導人員(人)		1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	1,063,733	809,652	
少年相談受理件数(非行問題)(件)		13,720	13,768	14,041	13,556	13,341	13,685	12,251	
25年度の刑法犯少年の検挙人員は暫定値 (26年4月少年課作成)									
【事例】 非行歴を有する男子中学生について、その再非行を強く懸念した保護者の同意を得て、立ち直り支援活動を開始した。担当警察職員の熱心な指導・助言により、信頼関係を構築し、少年自身や保護者が成績面で高校進学への不安を抱えていることが分かったことから、少年サポートセンターの立ち直り支援コーディネーターと連携して、大学生ボランティアによるきめ細かな学習支援を実施した結果、徐々に成績が上昇するとともに、取組意欲も向上し、志望校に合格することができた(石川)。									
参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度	
風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,893	7,043	7,113	7,175	7,066	7,258	6,719	
	検挙人員(人)	7,881	7,780	7,459	7,580	7,122	7,564	6,518	
	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年	
	行政処分件数(件)	8,864	9,398	9,145	8,894	8,854	9,031	8,731	
25年度は暫定値 (25年4月保安課作成)									
参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年	
猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)	54	52	40	33	31	42	37	
	うち事件	2	3	5	5	0	3	3	
	うち事故	52	49	35	28	31	39	34	
25年4月保安課作成									

地域住民の理解を得た上での街頭防犯カメラの整備の促進【行政事業レビュー対象事業:25-1新たな安全・安心まちづくりに関する調査研究】 全国会議等において、防犯カメラの設置について地方公共団体、地域住民、事業者等と連携しつつ、プライバシーの保護に配慮した適正な設置・管理に関する助言・指導等の支援を行うよう、都道府県警察に対し指示した。
防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進【行政事業レビュー対象事業:6 防犯ボランティア支援事業の推進、25-1 新たな安全・安心まちづくりに関する調査研究】 警察庁ウェブサイト内の「自主防犯ボランティア活動支援サイト」において、全国の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、約900団体の活動事例を紹介した。また、昨年度に引き続き、全国を6地区に分けて「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」を開催し、効果的な活動事例の発表、参加団体間での意見交換や情報交換を行い、その開催記録を上記サイトに掲載するなどして、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進した。
子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子供女性安全対策班」及び警察署において、25年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等1,105件を検挙するとともに、指導・警告2,121件を実施した。
携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 各都道府県警察において、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。
防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度の構築を推進し、26年3月末現在、24都道府県で整備されている。

業績目標達成のために 行った施策	<p>防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進〔行政事業レビュー対象事業：4 生活安全警察執務資料作成等〕</p> <p>警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体が構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）の開発・普及に努め、26年3月末現在、17種類3,252品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。</p>
	<p>非行少年の立ち直り支援に係る施策の推進〔行政事業レビュー対象事業：2 児童ボルノ対策・少年非行防止対策の推進、4 生活安全警察執務資料作成等、25-2 集団的不良交友関係対策を効果的に推進するためのシステムの構築〕</p> <p>各都道府県警察において、問題を抱えた個々の少年に積極的に連絡をとり、地域住民や関係機関・団体等と連携して、各種体験活動等を通じた非行少年の立ち直り支援活動を行った。さらに、非行防止教室の開催等を通じた小学生等の規範意識の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りの大きな阻害要因となっている不良交友関係の解消に向けた集団的不良交友関係の実態の把握及び分析等の取組により、「非行少年を生まない社会づくり」を推進した。</p>
	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進</p> <p>全国会議等において、様々な形態で営業する違法風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携して実態解明を進めるなどすることにより、取締りを一層推進するよう、都道府県警察に対し指示した。</p>
	<p>人身取引事犯の取締りの強化〔行政事業レビュー対象事業：4 生活安全警察執務資料作成等〕</p> <p>全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組を一層強化するよう、都道府県警察に対し指示した。</p> <p>猟銃等の所持者に対する指導の強化及び講習会の充実</p> <p>全国会議等において、猟銃所持不適格者の適切な排除の推進、猟銃許可所持者に対する猟銃等の適正な保管等に関する指導を徹底するよう、都道府県警察に対し指示した。また、実際に発生した事故を基にした資料を新たに作成し、都道府県警察に対し当該資料を活用して猟銃等講習会等を効果的に実施するよう指示した。</p>

評価結果	<p>各行政機関 共通区分</p>	<p>：相当程度進展あり</p>
	<p>目標の達成状況</p>	<p>判断根拠</p> <p>業績指標 のうち、25年度中の重要犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して低い水準を維持したものの、強姦、強制わいせつ等の認知件数の増加により、前年度より289件（2.0パーセント）増加したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 のうち、25年度中の住宅対象侵入犯罪の認知件数については、前年度より5,538件（6.8パーセント）減少し、この減少率は刑法犯認知件数（参考指標 ）の減少率（4.0パーセント）を上回ったこと、過去5年間の平均値と比較しても低い水準を維持したことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	<p>達成状況の分析</p>	<p>業績指標 のうち、重要犯罪の認知件数については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が目標の達成に十分有効に寄与したとは言い難いものの、重要犯罪のうち殺人及び強盗の認知件数は前年度より減少するとともに、刑法犯認知件数（参考指標 ）全体は前年度に引き続き減少した状況を勘案すれば、これらの施策が認知件数の減少に一定の寄与をしていると考えられる。</p> <p>業績指標 のうち住宅対象侵入犯罪の認知件数については、「目標の達成状況」の要因を一概に述べることは困難であるが、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、防犯ボランティア団体数（参考指標 ）が増加したことや、防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進したこと等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>
	<p>目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括</p>	<p>【業績目標及び業績指標】</p> <p>今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を26年度の業績目標及び業績指標として設定する。</p> <p>【達成目標】</p> <p>少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、地域の連帯感の希薄化等、社会情勢が変化する中、地域コミュニティが主体的に取り組む防犯ボランティア活動等を持続可能な形で維持・拡大していくことが必要であることから、平成26年度には、新たな達成手段として、「持続可能な安全・安心まちづくりの推進」を掲げることとしている。</p> <p>このような犯罪抑止対策に係る施策は長期的なスパンで実施していく必要があり、その効果が直ちに認知件数の減少として発現するとは限らないこと、また、短期的な認知件数の変動には、施策の効果以外の影響が多く含まれ得ることを踏まえ、施策の効果を適正に評価するため、現在の達成目標である「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を前年度よりも減少させる。」を見直し、平成26年度の達成目標を「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。」とすることとした。</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>強姦、強制わいせつ等の認知件数が増加していることを踏まえ、引き続き、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、子供女性安全対策班が行う先制・予防的活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成25年の犯罪情勢」（26年6月警察庁）</p> <p>「少年非行情勢（平成25年1～12月）」（26年2月警察庁生活安全局少年課）</p> <p>「平成25年中における風俗関係事犯の取締状況等について」（26年3月警察庁生活安全局保安課）</p>
---------------------------	---

政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-----------------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化					
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >	134,915 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	0 < 48,874,639 >	0 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	190,841 < 182,431,819 >	78,841 < 193,038,895 >		
	執行額(千円)	177,822 < 136,600,031 >	60,553 < 129,799,690 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の 重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 2 犯罪に強いまちづくりの推進 地域警察活動の強化					
	「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進 地域警察活動の強化					

業績指標	項目	基準						実績	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度	
刑法犯及び特別法 犯の総検挙人員に 占める地域警察官 による検挙人員の 割合	総検挙人員(人)	416,608	415,997	391,376	377,957	347,780	389,944	325,059	
	うち地域警察官 による検挙人員 (人)	345,371	345,170	324,428	309,175	275,888	320,006	250,107	
	占める割合(%)	82.9	83.0	82.9	81.8	79.3	82.1	76.9	
達成状況:		達成目標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による 検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。						
			25年度は暫定値 (26年4月地域課作成)						

参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
地域警察官による 刑法犯及び特別法 犯の検挙状況	刑法犯(人)	287,182	285,188	270,480	258,051	229,590	266,098	207,511
	特別法犯(人)	58,189	59,982	53,948	51,124	46,298	53,908	42,596
	計	345,371	345,170	324,428	309,175	275,888	320,006	250,107
		25年度は暫定値 (26年4月地域課作成)						
参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年
警察本部の通信指令室 で直接受理した110番通 報に対するレスポンス・タ イム	レスポンス・タイム	6分59秒	6分58秒	6分53秒	6分54秒	7分1秒	6分57秒	6分57秒
		25年度は暫定値 (26年4月地域課作成)						

業績目標達成のために 行った施策	管内実態に即したパトロール 全国会議等において、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう都道府県警察に指示した。
	職務質問技能の伝承 「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(平成20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(平成20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。
	交番相談員の増配置 平成25年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、25年4月1日現在、24年4月と比べ24人の増員が行われた。
	初動警察刷新強化施策の定着化 「初動警察刷新強化のための指針」(平成20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「初動警察刷新強化の取組の定着化について(通達)」(平成24年5月24日付け警察庁丙地発第19号)等に基づき、重点施策の定着化を図るよう都道府県警察に指示した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標 については、25年度の実績値が、過去5年間の平均値と比較して5.2ポイント低下したものの、依然として80パーセントに近い高水準を維持したことから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標 については、25年度の実績値が過去5年間の平均値より低下した要因を一概に述べることは困難であるが、地域警察においては、近年の大量退職・大量採用により、実務経験が浅く、特に検挙に必要な職務質問技能等を十分に習得していない若手警察官を多く擁していることも一因と考えられる。 そのため、上記の「業績目標の達成のために行った施策」である職務質問技能伝承制度の効果的な運用や、職務質問に秀でた自動車警ら隊による同行指導等、様々な教養制度を拡充し、若手警察官の育成及び現場執行力の強化に努めたことや、地域の安全・安心確保のため、犯罪の多発時間帯・地域に重点を置いた効果的なパトロールの実施や、積極的な職務質問等による犯罪の抑止・検挙活動を推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について高水準を維持する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、管内実態に即したパトロールの実施による犯罪の抑止及び検挙に努めるとともに、事件事故に迅速的確に対応できるよう、若手地域警察官の早期育成、街頭活動及び初動警察活動の強化に向けた取組を推進する。	
学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成25年(1月～11月)の110番通報の概要等について」(26年1月警察庁生活安全局地域課)		
政策所管課	地域課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間

平成25年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止				
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境犯罪の取締りとそれら犯罪への対策を推進することにより、良好な経済活動等を確保するとともに、環境破壊等を防止する。				
業績目標の状況(千円)	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	190,841 <103,367,889>	78,841 <116,268,682>	114,698 <112,061,442>	134,915 <110,699,410>
	補正予算(b)	0 <59,467,300>	0 <48,874,639>	0 <13,567,467>	0
	繰越し等(c)	0 <19,596,630>	0 <27,895,574>		
	合計(a+b+c)	190,841 <182,431,819>	78,841 <193,038,895>		
執行額(千円)	177,822 <136,600,031>	60,553 <129,799,690>			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 5 組織的に敢行される各種事犯への対策				
	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (3) 生活経済事犯への対策の強化				

業績指標	業績指標	項目	基準					実績		
	経済犯罪等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	利殖勧誘事犯(注2)	検挙事件数(事件)	22	29	31	35	41	32	37
			検挙人員(人)	117	125	110	184	196	146	189
		特定商取引等事犯(注3)	検挙事件数(事件)	142	152	193	161	124	154	172
			検挙人員(人)	279	371	430	314	259	331	418
		ヤミ金融事犯(注4)	検挙事件数(事件)	437	442	393	366	325	393	341
			検挙人員(人)	860	815	755	666	470	713	523
		食の安全に係る事犯(注5)	検挙事件数(事件)	37	66	46	39	41	46	40
			検挙人員(人)	91	132	85	76	73	91	80
		(26年4月生活経済対策管理官作成)								
注1:利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び食の安全に係る事犯 注2:未公開、社債等の取引や投資勧誘等を仮装し金を集める悪質商法。具体的には、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯 注3:訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯 注4:出資法違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯 注5:食品衛生関係事犯(食品衛生法違反等)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)										
達成目標	経済犯罪等について、次のとおり取締りを推進する。 利殖勧誘事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年よりも増加させる。 特定商取引等事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。 ヤミ金融事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。 食の安全に係る事犯 検挙事件数及び検挙人員について、24年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する。									
達成状況:										
業績指標	項目	基準					実績			
犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注6)	件数(件)	20年	21年	22年	23年	24年	22~24年(平均)	25年		
				14,351	23,938	29,086	22,458	33,680		
注6:利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。(26年4月生活経済対策管理官作成)										
達成状況:	達成目標	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。								
業績指標	項目	基準					実績			
産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	20年	21年	22年	23年	24年	20~24年(平均)	25年		
		1,225	1,228	1,174	1,038	1,007	1,134	922		
検挙人員(人)	検挙人員(人)	1,940	1,893	1,820	1,609	1,485	1,749	1,408		
		(26年4月生活経済対策管理官作成)								
達成状況:	達成目標	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、「産業廃棄物の不法投棄件数」(参考指標)の平成24年度中の投棄件数の前年度比増減傾向を踏まえた水準を維持する。								

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	23～24年 (平均)	25年		
	経済犯罪等の相談件数	利殖勧誘事犯の相談件数(件)					11,233	7,366	9,300	3,594	
		特定商取引等事犯の相談件数(件)					4,051	3,550	3,801	2,784	
		項目	20年	21年	22年	23年	24年	21～24年 (平均)	25年		
		ヤミ金融事犯の相談件数(件)		1,879	1,342	1,122	1,049	1,348	841		
		利殖勧誘事犯の相談件数及び特定商取引等事犯の相談件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に26年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が年月まで判明したもの、また、ヤミ金融事犯の相談件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に26年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したものを当庁で抽出したもの。									
		項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度		
	「食品表示110番」への相談件数(件)	26,222	27,356	24,916	24,288	21,233	24,803	16,242			
	(農林水産省「食品表示110番の実績について」)										
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度		
産業廃棄物の不法投棄件数	不法投棄件数(件)	308	279	216	192	187	236				
(25年12月環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」)											
参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年			
知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	385	364	398	450	510	421	524			
	検挙人員(人)	710	620	583	647	846	681	716			
(26年4月生活経済対策管理官作成)											

<p>犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進 利殖勧誘事犯を始めとする経済犯罪等の被害拡大防止及び被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進した。</p> <p>経済犯罪等の取締りの推進 関係機関・団体と連携しつつ、国民の生活を脅かす利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯等の経済犯罪等の取締りを推進した。</p> <p>関係機関・団体との連携の推進 「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添)に基づき、関係機関と連携しつつ、悪質な環境事犯に対する取締りを推進した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり
	<p>目標の達成状況</p> <p>判断根拠</p>	<p>業績指標のうち、25年中の利殖勧誘事犯の検挙事件数及び検挙人員については、いずれも前年より減少したものの、利殖勧誘事犯の相談件数(参考指標)が51.2パーセント減少した中、前年比の減少率がそれぞれ9.8パーセント、3.6パーセントにとどまったこと、過去5年間の平均値と比較して増加したことから、おおむね目標を達成した。</p> <p>業績指標のうち、25年中の特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯については、検挙事件数及び検挙人員が前年より増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標のうち、食の安全に係る事犯については、24年中は前年比で、検挙事件数が5.0パーセント増加し、検挙人員が3.9パーセント減少し、25年中は前年比で、検挙事件数は2.4パーセント減少し、24年中の前年比傾向を踏まえた水準を維持できなかったものの、検挙人員が9.6パーセント増加したことから、おおむね目標を達成した。</p> <p>このため、業績指標については、おおむね目標を達成した。</p> <p>業績指標については、25年中の実績値が前年よりも増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標については、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標)の24年度中の不法投棄件数が、前年度比で2.6パーセント減少した中、25年中は前年比で、検挙事件数及び検挙人員がそれぞれ8.4パーセント及び5.2パーセント減少しており、24年度中の不法投棄件数の前年度比減少率を上回って減少したことから、目標の達成が十分とは言えない。</p> <p>以上のとおり、業績指標については目標が達成されなかったものの、主要な業績指標である業績指標についてはおおむね目標を達成するとともに、業績指標については目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
達成状況の分析	<p>業績指標については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進したこと及び経済犯罪等の取締りを推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。また、関係機関・団体との連携を推進したことについては、事件に関する端緒情報の入手につながる場合があること及び関係機関等からの情報を金融機関への情報提供に活用していることから、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標については、廃棄物処理法の改正による規制の強化を始め、不法投棄等の未然防止・拡大防止のための様々な施策の実施等により、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標)が20年度から毎年度減少しており、産業廃棄物の不法投棄事案の減少がうかがわれる。このため、上記の「業績目標達成のために行った施策」が目標の達成に寄与していないとまではいえないと考えられる。</p>	

目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、経済犯罪等の取締りの推進等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。	
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 経済犯罪等については、早期の事件化を図るとともに、関係機関・団体と連携しつつ、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、引き続き、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供及び広報啓発等に取り組む。 また、環境事犯については、引き続き、悪質な事犯に重点を置いた取締りを実施するとともに、関係機関との連携を図る。	
学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成25年中における生活経済事犯の検挙状況等について」(26年2月警察庁生活安全局生活経済対策管理官) 「食品表示110番の実績について」(26年1月農林水産省) 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」(25年12月環境省)		
政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間

平成25年度実績評価書

基本目標2 業績目標1

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上					
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪 ^(注1) ・重要窃盗犯 ^(注2) の検挙に向けた取組を推進する。 注1:殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 注2:侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >	1,083,963 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	164,750 < 48,874,639 >	8,926 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	162,846 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	621,887 < 182,431,819 >	926,451 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	554,606 < 136,600,031 >	676,980 < 129,799,690 >				
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進 第7 治安再生のための基盤整備 1 人的・物的基盤の強化 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充					
	「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充					

業績指標	項目	基準						実績
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19～24年度 (平均)	25年度
各重要犯罪・重要 窃盗犯の検挙率	重要犯罪(%)	63.1	63.9	64.0	64.2	65.0	64.0	63.8
	殺人	97.3	97.9	98.0	95.9	95.1	96.8	97.5
	強盗	59.8	63.5	64.3	65.3	67.2	64.0	67.5
	放火	76.6	68.3	77.9	82.8	76.8	76.5	70.9
	強姦	84.3	83.7	83.3	85.8	85.2	84.5	83.7
	略取誘拐・人身売買	90.1	86.3	87.1	82.6	92.4	87.7	88.8
	強制わいせつ	51.0	53.0	52.2	52.0	53.5	52.3	53.0
	重要窃盗犯(%)	52.9	51.8	47.9	49.4	48.7	50.1	49.1
	侵入窃盗	55.5	56.2	51.6	53.3	52.4	53.8	51.8
	自動車盗	45.8	36.1	36.5	33.8	35.9	37.6	37.8
ひったくり	55.3	47.7	42.0	54.2	44.9	48.8	57.6	
すり	21.0	28.2	25.4	23.6	25.6	24.8	28.3	
25年度は暫定値 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。 (26年4月捜査第一課作成)								
【事例】 男(当時27)は、9年4月、上野市(現伊賀市)のビジネスホテルにおいて、従業員の男性を刃物で切りつけるなどして殺害した上、多額の現金を奪った。事件は長期にわたり未解決となっていたが、22年4月に殺人等の公訴時効が廃止されたことに伴い、関係者からの聞き込みやDNA型資料の再鑑定等の捜査を継続して実施した結果、同男が浮上し、所要の捜査により被疑者と特定したことから、発生から15年9か月余りが経過した25年2月、同男を強盗殺人罪で逮捕した(三重)。								
達成状況:	達成目標	殺人、強盗、強姦、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率を過去5年間の平均値よりも向上させる。						

参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
各重要犯罪・重要 窃盗犯の検挙人員	重要犯罪(人)	7,986	7,713	7,257	7,220	7,238	7,483	7,330
	殺人	1,163	1,053	991	940	916	1,013	896
	強盗	2,819	2,973	2,515	2,441	2,359	2,621	2,246
	放火	689	606	654	596	593	628	543
	強姦	964	871	800	799	870	861	943
	略取誘拐・人身売買	121	103	116	118	123	116	157
	強制わいせつ	2,230	2,107	2,181	2,326	2,377	2,244	2,545
	重要窃盗犯(人)	15,328	15,260	14,292	14,404	12,879	14,433	11,775
	侵入窃盗	10,982	11,007	10,401	10,730	9,519	10,528	8,827
	自動車盗	2,193	1,974	1,870	1,810	1,668	1,903	1,457
ひったくり	1,253	1,455	1,088	1,062	837	1,139	751	
すり	900	824	933	802	855	863	740	
25年度は暫定値 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。 (26年4月捜査第一課作成)								

参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年
		検視官の臨場率	検視官の臨場率 (%)	14.1	20.3	27.8	36.6	49.7

(26年4月捜査第一課作成)

業績目標達成のために 行った施策	情報分析支援システム(CIS - CATS) (注3)の活用 連続的に発生する事件の傾向を分析する等、重要犯罪・重要窃盗犯の捜査に積極的に活用した。
	注3: 犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム
	捜査特別報奨金制度の活用[行政事業レビュー対象事業:43 指名手配被疑者ポスターの作成等] 25年度未までに殺人等の重要凶悪事件延べ147事件を対象に、捜査特別報奨金制度に基づく広告を実施した。
	DNA型鑑定の積極的活用[行政事業レビュー対象事業:42 犯罪鑑識官による鑑定] DNA型鑑定の犯罪捜査への必要性を的確に判断して同鑑定を積極的に実施し、重要犯罪及び重要窃盗犯の捜査に活用した。
	DNA型データベースの活用[行政事業レビュー対象事業:42 犯罪鑑識官による鑑定] 遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベースを活用することで犯人の割出、余罪の発見を積極的にに行い、重要犯罪及び重要窃盗犯の捜査を推進した。
	自動車ナンバー自動読取システムの整備 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー読取システムの更新整備を進めた。
	適正な死体取扱業務を推進するための取組 適正な死体取扱業務を推進するため、検視官等の増強、死体取扱業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。
合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。	

評価の結果	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠 業績指標 については、25年度中の重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙率は過去5年間の平均値と比較して低下したものの、それぞれの検挙率が目標に近い実績であったこと、同年度中の放火、強姦、侵入窃盗以外の検挙率が過去5年間の平均値と比較して上昇したこと及び同年度中の重要窃盗犯の検挙率が前年度比で上昇したことから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情報分析支援システムの活用、DNA型鑑定の積極的活用等により各種捜査を推進したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性 【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率を向上させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。 評価結果の政策 への反映の方向性 【引き続き推進】 依然として社会的反響の大きい重要犯罪・重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、引き続き、情報分析支援システムの効果的な活用、捜査特別報奨金制度の活用、DNA型鑑定及びデータベースの効果的な活用、自動車ナンバー自動読取システムの整備、適正な死体取扱業務の推進、合同捜査及び共同捜査の推進等に取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	情報分析支援システム(CIS - CATS)の犯罪統計
---------------------------	-----------------------------

政策所管課	捜査第一課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-----------------------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標2 業績目標2

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化					
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >	1,083,963 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	164,750 < 48,874,639 >	8,926 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	162,846 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	621,887 < 182,431,819 >	926,451 < 193,038,895 >		
	執行額(千円)	554,606 < 136,600,031 >	676,980 < 129,799,690 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

業績目標	業績指標	1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況						
	項目	基準						実績
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度(平均)	25年度
	贈収賄(事件)	58	30	36	42	25	38	26
	談合・競売入札妨害(事件)	21	10	10	20	10	14	10
	あっせん利得処罰法違反(事件)	0	0	0	2	0	0	1
	政治資金規正法違反(事件)	0	0	1	4	1	1	0
	合計(事件)	79	40	47	68	36	54	37
	25年度は暫定値							(26年4月捜査第二課作成)
	<p>【事例】</p> <p>元三原市議会議員(64)は、23年11月中旬頃、自己の支援者から、同支援者の子が職員採用試験の成績に関係なく採用されるよう同市職員に対して働き掛けてほしいとの請託を受け、同市幹部職員に対し、同支援者の子の採用をあっせんし、同年12月下旬頃、同支援者から謝礼として現金300万円の交付を受けた。25年8月、同議長を公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反(公職者あっせん利得)で逮捕した(広島)。</p>							
業績指標	2 経済的不正事案の検挙状況							
	基準						実績	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度(平均)	25年度	
融資過程における事犯(事件)	21 (11)	50 (42)	40 (32)	45 (36)	47 (37)	41 (32)	40 (29)	
債権回収過程における事犯(事件)	11 (8)	3 (3)	6 (3)	15 (15)	5 (5)	8 (7)	1 (1)	
その他金融機関役員による事犯(事件)	46 (0)	48 (0)	33 (0)	29 (0)	26 (0)	36 (0)	15 (0)	
合計(事件)	78 (19)	101 (45)	79 (35)	89 (51)	78 (42)	85 (38)	56 (30)	
括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。							(26年4月捜査第二課作成)	
25年度は暫定値								

	<p>【事例】 和牛の預託等取引業を行う畜産会社の代表取締役(69)らは、繁殖牛の売買・飼養委託契約の締結について勧誘するに当たり、顧客に割り当てる繁殖牛が存在しないにもかかわらず、平成22年9月頃から23年7月頃にかけて、実在しない繁殖牛の耳番号を記載した契約書等を顧客に送付するなどし、繁殖牛の保有の状況につき事実と異なることを告げた。25年6月、代表取締役ら3人を特定商品等の預託等取引契約に関する法律違反(不実の告知)で逮捕した(警視庁、栃木)。</p>		
達成状況:	達成目標	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙を推進する。	

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度(平均)	25年度
	公務員による知能犯罪の検挙人員	検挙人員(人)	230	159	189	208	205	198	169
<p>(26年4月捜査支援分析管理官作成)</p> <p>「公務員」とは、国会議員、首長、各種議会議員、警察職員及びその他の公務員をいう。 25年度は暫定値</p> <p>【事例】 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)職員(46)は、熱力学データ・プログラム改修業務を外業者が行ったように装って、その改修費用名目で同機構から金銭をだまし取ろうと考え、同プログラムを改修する意思も能力もない翻訳・デザイン業の会社を知人の女(25)に設立させ、同職員が作成した既存のプログラム等が入力されたCD-ROMと請求書を同社から同機構に提出させ、総額約185万円をだまし取った。25年5月、同職員ら2人を詐欺罪で逮捕した(宮城)。</p>									

業績目標達成のために行った施策	<p>政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施【行政事業レビュー対象事業:25-5 参議院議員通常選挙違反取締り】 贈収賄事件等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官や捜査員を対象に、捜査の現状と課題、情報収集・内偵捜査要領、捜査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や捜査体制の確立等に関する先進的な取組の導入を図るなどして、検挙実績向上に向けた対策を強化した。</p>
	<p>経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施 企業犯罪等の捜査を担当する都道府県警察の捜査指揮官、財務捜査官及び捜査員を対象に、財務捜査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。</p>
	<p>全国会議の開催 全国の捜査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の捜査を担当する特別捜査班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の捜査における課題等について協議や検討を行った。</p>

評価の結果	各行政機関共通区分	:進展が大きくない	
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標 については、25年度中の政治・行政をめぐる構造的不正事案及び経済的不正事案の検挙事件数は、過去5年間の平均値と比較していずれも減少したことから、目標の達成が十分とは言えない。したがって、業績目標については、「進展が大きくない」と認められる。
	達成状況の分析	<p>業績指標 のうち、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数については、前年度の検挙事件数より増加した状況を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が目標の達成に寄与していないとまではいえないと考えられる。</p> <p>業績指標 のうち、経済的不正事案の検挙事件数については、その他金融機関役員による事犯の減少が特に著しく、その一因として、同事犯の手口が巧妙化し犯罪の潜在性が高まったことによる落ち込みがあると考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙の推進を図る必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を基本として26年度の業績目標等を設定する。</p>	<p>【引き続き推進】 政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事案の検挙に向けて、都道府県警察の指導を徹底する。具体的には、各都道府県警察に対して、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵捜査の着実な実施、捜査幹部の指揮能力の向上等を引き続き指導する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	情報分析支援システム(CIS-CATS)の犯罪統計
---------------------------	---------------------------

政策所管課	捜査第二課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化					
業績目標の説明	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺(注)の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。 (注)特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく(欺もうし、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝も含む)の総称であり、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)、未公開株・社債や外国通貨等の売買勧誘をめぐる詐欺等である。					
業績目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >	1,083,963 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	164,750 < 48,874,639 >	8,926 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	162,846 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	621,887 < 182,431,819 >	926,451 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	554,606 < 136,600,031 >	676,980 < 129,799,690 >				
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の 重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 3 振り込め詐欺対策の強化					
	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化					

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	特殊詐欺の認知件数及び被害総額		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度(平均)	25年度
		認知件数(件)	17,173	6,719	6,540	7,444	9,601		12,388
		振り込め詐欺	17,173	6,719	6,231	6,177	6,997	8,659	9,577
		振り込め詐欺以外	-	-	309	1,267	2,604		2,811
		被害総額(億円)	224.7	86.4	120.9	238.9	391.6		526.7
		振り込め詐欺	224.7	86.4	103.4	131.2	183.7	145.9	276.7
		振り込め詐欺以外	-	-	17.5	107.7	207.9		250.0
	(26年4月捜査第二課作成)								
	22年度以降の被害総額は、キャッシュカード等受取型のオレオレ詐欺におけるATMからの引出(窃取)額を含む。 特殊詐欺全体の認知件数・被害総額については、22年度から集計している。								
達成状況:	達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を過去最低であった22年度よりも減少させる。							
業績指標	項目	基準					実績		
特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度(平均)	25年度	
	検挙件数(件)	5,397	5,430	4,299	2,487	3,366	4,196	3,242	
	振り込め詐欺	5,397	5,430	4,299	2,269	2,535	3,986	2,388	
	振り込め詐欺以外	-	-	-	218	831		854	
	検挙人員(人)	943	778	717	1,052	1,642	1,026	1,783	
	振り込め詐欺	943	778	717	831	1,078	869	1,245	
振り込め詐欺以外	-	-	-	221	564		538		
(26年4月捜査第二課作成)									
特殊詐欺全体の検挙件数・検挙人員については、23年度から集計している。									
達成状況:	達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度(平均)	25年度
	特殊詐欺の検挙率	検挙率(%)	31.4	80.8	65.7	33.4	35.1	49.3	26.2
(26年4月捜査第二課作成)									

業績目標達成のために 行った施策	<p>総合的な特殊詐欺対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進した。 ・特殊詐欺の認知件数及び被害総額は増加しており、深刻な状況にあるため、撲滅に向けた機運を再醸成すべく官民一体となった抑止対策を推進した。
	<p>関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各道府県警察の首都圏における基礎捜査に従事させるため、「振り込め詐欺首都圏派遣捜査専従班」を活用し、関係警察相互の連携を図った。 ・捜査活動と予防活動との連携を強化するために各都道府県警察に設置された「司令塔」を対象とした全国会議を開催し、各都道府県警察が行っている施策についての情報共有を図るとともに、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策における留意点等を指示した。
	<p>広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業：3 高齢者犯罪被害防止事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。 ・犯人がなりすまそうとする子や孫の世代に対しても積極的に働き掛け、自らの両親や祖父母とコミュニケーションをとり、生活状況等の情報を共有したり、「合言葉」を決めておくことを勧めるなど、「家族の絆」の醸成による複線的な被害防止を推進した。 ・警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する戸別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。
	<p>特殊詐欺対策のための資機材の整備【行政事業レビュー対象事業：45 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進】</p> <p>特殊詐欺の捜査活動を効果的に推進するための各種装備資機材等を整備した。</p>
	<p>犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進</p> <p>特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律や携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	：進展が大きくない
	目標の達成状況	<p>判断根拠</p> <p>業績指標 については、22年度と比較して、25年度中の認知件数及び被害総額は、いずれも増加したことから、目標の達成が十分とは言えない。 業績指標 については、過去5年間の平均値と比較して、25年度中の検挙件数は減少したものの、検挙人員は増加し、特殊詐欺の統計を取り始めた23年度以降で最多となったことから、目標をおおむね達成した。 業績指標 はおおむね目標を達成したものの、主要な業績指標である業績指標は目標が達成されず、被害を抑止し、安全・安心な社会を実現するという観点からは、業績指標については、「進展が大きくない」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、広報啓発活動の推進等の官民一体となった抑止対策を推進したものの、特に現金受取型のオレオレ詐欺の被害が増加した。 その要因としては、現金受取型という犯行手口においては、詐欺グループの組織幹部が検挙されるリスクが低く、かつ、犯行が容易で1件当たりの詐欺金額も高額であるという特徴があるということが考えられる。また、官民一体となった抑止対策及び犯行ツール対策を実施したことにより、金融機関窓口やATM、預貯金口座が犯行グループにとって使いにくくなっていることから、それらのツール等を介さない現金受取型にシフトしてきていることが考えられる。 業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、関係警察相互の連携、特殊詐欺対策のための資機材の整備等により、戦略的な取締活動を推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、特殊詐欺の認知件数を減少させるなどする必要のあることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。</p> <p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>【引き続き推進】 引き続き、被害抑止及び検挙の推進を図るべく、犯行拠点の急襲や突上げ捜査による犯行グループ中枢被疑者の検挙、「だまされた振り作戦」による「受け子」の検挙、助長犯罪被疑者検挙から「道具屋」への突上げ、「機敏で能動的な相談対応」を可能とする体制の構築による犯行ツール対策、被害予防のためのメッセージが国民に確実に伝わるような戦略的情報発信等を実施する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	情報分析支援システム(CIS-CATS)の犯罪統計
---------------------------	---------------------------

政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標2 業績目標4

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進					
業績目標の説明	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >	1,083,963 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	164,750 < 48,874,639 >	8,926 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	162,846 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	621,887 < 182,431,819 >	926,451 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	554,606 < 136,600,031 >	676,980 < 129,799,690 >				
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に係る内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充					
	「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (2)証拠収集方法の拡充					

業績指標	項目	基準						実績
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度 (平均)	
DNA型データベース の活用件数	遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数(件)	305	632	896	1,436	2,013	1,056	2,265
	被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数(件)	2,170	2,764	2,948	3,954	4,312	3,230	4,413
	(26年4月犯罪鑑識官作成)							
【事例1】 25年7月、佐賀県において発生した住居侵入・強制わいせつ事件について、同月、無職の男(28)を逮捕した。同人の口腔内細胞のDNA型記録を用いて余罪照会を実施した結果、三重県、佐賀県、大分県及び鹿児島県で発生した強姦事件等9件の余罪が判明した。26年1月までに、同人を余罪の9件も含めて強姦罪等で検挙した(三重、佐賀、大分、鹿児島)。								
【事例2】 25年8月、熊本県において発生した住居侵入・窃盗事件の遺留DNA型記録について遺留照会を実施した結果、無職の男(61)を割り出した。その後、所要の捜査を行い、同年10月、同人を住居侵入・窃盗罪で逮捕した(熊本)。								
達成状況:	達成目標	DNA型データベースの活用件数を前年度よりも増加させる。						

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度 (平均)	25年度
	DNA型鑑定資料 数	鑑定資料数(件)		133,471	172,989	180,162	226,369	278,119	198,222
(26年4月犯罪鑑識官作成)									
技術支援件数	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度 (平均)	25年度
	技術支援件数(件)		18,959	21,143	20,850	22,338	22,535	21,165	20,716
(26年4月情報技術解析課作成)									

科学捜査のための研究の推進 汚染防止に配慮したDNA型鑑定資料の採取方法等に関する研究等を行った。
DNA型鑑定及びデータベースの積極的活用の推進[行政事業レビュー対象施策:42 犯罪鑑識官による鑑定] 各都道府県の鑑識課長、科学捜査研究所(室)長、捜査担当課長等を対象とした全国会議において、DNA型鑑定資料の積極的採取、適正なDNA型鑑定の実施及び鑑定結果のDNA型データベースへの確実な登録を指示することで、客観証拠を重視する捜査を推進した。

業績目標達成のために 行った施策	<p>DNA型鑑定基盤の整備</p> <p>26年度国家公務員増員要求において、DNA型鑑定の的確な実施及びDNA型データベース拡充のため、警察庁職員の増員(20人)を要求し、容認された。また、26年度地方財政計画において、都道府県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定のより効率的かつ適確な実施のため、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費(114百万円)を要望し、容認された。</p>
	<p>情報技術解析に係る取組の強化</p> <p>電子機器等を解析するための資機材を整備・増強するとともに、電磁的記録解析等に関する専門知識・技術を習得させるための研修・訓練を実施した。また、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催等を通じ、海外機関との情報技術解析に係る情報共有を行った。</p>
	<p>自動車ナンバー自動読取システムの整備【行政事業レビュー対象施策:10 自動車ナンバー自動読取装置の整備】</p> <p>通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー読取システムの更新整備を進めた。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	:目標達成	
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標 については、25年度中、「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」及び「被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数」は、いずれも前年度より増加したことから、目標を達成した。 したがって、業績目標については、「目標達成」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、汚染防止に配慮したDNA型鑑定資料の採取方法及び効果的な指掌紋の採取方法等の研究・開発等の科学捜査のための研究の推進、客観証拠を重視する捜査に関する全国会議における指示等によるDNA型鑑定及びデータベースの積極的活用の推進、DNA型鑑定員等の増強、DNA型鑑定試薬の確保、鑑識・鑑定資機材の整備等によるDNA型鑑定基盤の整備等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、DNA型データベースの活用件数を増加させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の実績目標等として設定する。
	評価結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、客観証拠を柱として、事案を解明・立証する捜査を確立するため、DNA型鑑定等の科学技術を取り入れた捜査を効果的に活用するとともに、人的・物的な体制の充実等により、客観証拠の適切な確保と適正な鑑定の実施に努める。	

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年「警察白書」(国家公安委員会・警察庁) 「第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動 第2節 犯罪の検挙と抑止のための基盤整備 2 科学技術の活用」
---------------------------	---

政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標2 業績目標5

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	被疑者取調べの適正化の更なる推進					
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	621,887 < 103,367,889 >	598,855 < 116,268,682 >	717,129 < 112,061,442 >	1,083,963 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	164,750 < 48,874,639 >	8,926 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	162,846 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	621,887 < 182,431,819 >	926,451 < 193,038,895 >		
	執行額(千円)	554,606 < 136,600,031 >	676,980 < 129,799,690 >			
上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に係る内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第7 治安再生のための基盤整備 1 人的・物的基盤の強化					
	「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化					

業績目標	業績指標	項目	基準						実績
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
都道府県警察に対 する巡回業務指導 における指導状況	巡回指導回数(回)		47	37	45	47	35	42	47
	実施率(%)		100.0	78.7	95.7	100.0	74.5	89.8	100.0
	(平成26年4月刑事企画課作成)								
達成状況:	達成目標	全都道府県警察に対し、巡回業務指導を実施するなど、被疑者取調べの適正化に係る指導を推進する。							
業績指標	警察大学校及び管区警察学校において、それぞれ「取調べ専科」等を実施したほか、全ての都道府県警察学校においても「取調べ技能専科」等を実施し、取調べに係る指導的立場にある警察官や取調べに従事する警察官に対する研修を実施した。								
達成状況:	達成目標	警察庁及び全都道府県警察において取調べ技能専科を実施するなど、捜査に携わる者に対する適正捜査に関する研修等を推進する。							
業績指標	項目	実績						実績	
		20年	21年	22年	23年	24年	21～24年 (平均)	25年	
取調べ監督官等による 取調べ室の外部からの 視認回数	視認回数(回)		1,648,874	2,511,198	2,868,381	3,248,571	2,569,256	3,259,364	
	視認率(%)		121.7	149.7	181.1	207.9	165.1	218.2	
	21年は4月以降の数値 (26年4月総務課作成)								
達成状況:	達成目標	視認回数が被疑者取調べ件数を超過して一定の水準に達していること。							

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	21～24年 (平均)	25年
	監督対象行為の 事案数	事案数(事案)			22	26	27	38	28
21年は4月以降の数値 (26年4月総務課作成)									
参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	21～24年 (平均)	25年	
被疑者取調べ件数	件数(件)			1,354,528	1,677,500	1,584,102	1,562,878	1,544,752	1,493,530
		21年は4月以降の数値 (26年4月総務課作成)							

業績目標達成のために 行った施策	都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等 更なる被疑者取調べの適正化が図られるよう、47の警察本部及び警察署に対して、巡回業務指導を実施した。
	研修(取調べ専科)等の実施 取調べの適正化等を推進するために、心理学の知見を踏まえた取調べ技術に関する講義、実践的な研修・訓練(ロールプレイング方式)を従来からの研修に加えて、「取調べ専科」や各種任用時研修等で実施することとした。

評価の結果	各行政機関 共通区分	: 目標達成	
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標 については、25年度中、全都道府県警察に対し、巡回業務指導を実施したことから、目標を達成した。 業績指標 については、25年度中、警察大学校及び管区警察学校において、それぞれ「取調べ専科」等を実施したほか、全ての都道府県警察学校においても「取調べ技能専科」等を実施したことから、目標を達成した。 業績指標 については、25年中、視認回数が被疑者取調べ件数を超え、事件の性質、被疑者の性格や認否の状況等にに応じた効果的な視認を行ったことから、目標を達成した。 したがって、業績目標については、「目標達成」と認められる。
	達成状況の分析	上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等については、捜査部門において、刑事警察の適正な運営の徹底を期すために実施したことにより、被疑者取調べの適正化を図るよう指導を実施したこと、また、取調べ監督部門において、実地点検等の機会を通じて、業務の合理化に留意しつつ効果的な視認、巡察及び調査業務を推進するよう働き掛けたことにより、警察組織内部におけるチェック機能の役割を果たしたことから、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 研修(取調べ専科)等の実施については、捜査に携わる者に対して適正捜査に関する研修等を実施したことから、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	[業績目標、業績指標及び達成目標] 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、被疑者取調べの適正化に係る指導の推進が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策 への反映の方向性	[引き続き推進] 25年度においても、依然として不適正な取調べにつながるおそれのある行為(取調べ監督対象行為)や不適正な取調べ事案が発生していることから、引き続き、捜査部門は取調べの適正化に関する業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門はチェック機能としての役割を十分に果たすための取組を行う。	

学識経験を有する者の知 見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
---------------------	---

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(24年3月国家公安委員会・警察庁)
-----------------------------------	---

政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-----------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標3 業績目標1

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化				
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与し、銃器発砲事件を引き起こすほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締の強化、銃器の押収、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 116,268,682 >	75,204 < 112,061,442 >	71,806 < 110,699,410 >
	補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	5 < 48,874,639 >	0 < 13,567,467 >	
	繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >		
	合計(a+b+c)	70,345 < 182,431,819 >	81,725 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	52,171 < 136,600,031 >	68,506 < 129,799,690 >			
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 1 暴力団対策等 2 マネー・ローンダリング対策 4 薬物対策の推進				
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国				
	「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マネー・ローンダリング対策 (3) 薬物対策の推進				
	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(26年1月) 九 安心を取り戻す				

業績指標	項目	基準						実績
		20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	
暴力団構成員等 (注)の数	暴力団構成員等(人)	82,600	80,900	78,600	70,300	63,200	75,120	58,600
	注:暴力団構成員及び準構成員等 (26年4月組織犯罪対策企画課作成)							
達成状況:	達成目標	暴力団構成員等の数を前年よりも減少させる。						
業績指標	項目	基準						実績
暴力団構成員等の 関与する事件の検 挙件数及びこれら 暴力団構成員等の 検挙人員		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	
	検挙件数(件)	55,738	55,508	50,485	54,208	47,207	52,629	
	検挙人員(人)	25,730	26,842	25,513	25,878	23,308	25,454	
25年度は暫定値 (26年4月暴力団対策課作成)								
達成状況:	達成目標	暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。						
業績指標	項目	基準						実績
薬物事犯の検挙件 数及び検挙人員		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	
	検挙件数(件)	20,060	21,486	19,935	19,735	18,446	19,932	
	検挙人員(人)	13,855	15,312	14,060	13,822	13,046	14,019	
25年度は暫定値 (26年4月薬物銃器対策課作成)								
達成状況:	達成目標	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。						

業績指標	項目	基準						実績	
		20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年	
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の適用による犯罪収益の没収額・追徴額	組織的犯罪処罰法(千円)	896,512	3,520,446	1,526,280	880,582	1,040,384	1,572,841	17,133,324	
	麻薬特例法(千円)	1,485,240	1,462,820	1,288,576	872,160	382,714	1,098,302	522,558	
(26年4月組織犯罪対策企画課作成)									
法務省資料 金額は、千円未満切り捨て 第一審裁判所において行われる通常の公判手続きにおける没収額・追徴額 25年は暫定値									
達成状況:	達成目標	組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額を過去5年間の平均値よりも増加させる。							

参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
暴力団排除条例の適用件数	適用件数(件)	-	-	-	90	84		81
	25年度は暫定値 (26年4月暴力団対策課作成) 全都道府県で暴力団排除条例が施行されたのは23年10月							

業績目標達成のために 行った施策	暴力団犯罪の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業、47 組織犯罪対策】 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。								
	暴力団対策法の積極的・効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業】 中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策法改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的に運用した。								
	暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業、47 組織犯罪対策】 暴力団・準暴力団等について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友誼関係等組織実態の解明を推進した。								
	暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業、47 組織犯罪対策】 暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進した。								
	暴力団排除条例の定着化の促進【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業】 暴力団排除条例の定着化の促進を図り、暴力団排除の気運を更に高めた。								
	各種暴力団排除活動の推進【行政事業レビュー対象事業:47 組織犯罪対策】 関係機関・団体と連携し、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策を推進した。								
	行政機関との連携強化【行政事業レビュー対象事業:47 組織犯罪対策】 関係省庁と連携してあらゆる公共事業からの暴力団排除を推進したほか、地方公共団体の発注するあらゆる公共事業においても同様の措置が講じられるよう、地方公共団体に対する働き掛けを行った。								
	薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業、47 組織犯罪対策】 末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中枢に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。								
	薬物事犯取締活動強化月間の実施 薬物事犯取締活動強化月間を設定し、関係部門が連携した取締りを実施した。								
	密輸・密売対策用資機材の整備 薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材を整備した。								
国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化【行政事業レビュー対象事業:47 組織犯罪対策】 国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。									
捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施【行政事業レビュー対象事業:47 組織犯罪対策】 組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法、効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行った。									

評価の結果	各行政機関 共通区分	:進展が大きくない	
	目標の達成状況	<p>業績指標 については、25年の暴力団構成員等の数が前年より減少したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、25年度中の暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員が過去5年間の平均値と比較して減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 については、25年度中の薬物事犯の検挙件数及び検挙人員が過去5年間の平均値と比較して減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 については、25年中の麻薬特例法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額が過去5年間の平均値と比較して減少したものの、25年中の組織的犯罪処罰法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額が過去5年間の平均値と比較して大幅に増加し、過去最高額となったことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、4つの業績指標のうち2つが未達成であり、総合的に判断して「進展が大きくない」と認められる。</p>	
	達成状況の分析	<p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標 については、暴力団構成員等の数が減少したこと等により、暴力団構成員等の関与する事件そのものが減少したと考えられること、こうした状況においても、事業者襲撃等事件や対立抗争に起因する不法行為の一部を検挙する成果がみられたことから、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に寄与していないとまではいえないと考えられる。</p> <p>業績指標 については、薬物事犯の検挙に資する端緒情報の減少が一因と考えられるが、このような状況においても、25年度中の覚醒剤の押収量は前年度より増加しており、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に寄与していないとまではいえないと考えられる。</p> <p>業績指標 のうち、組織的犯罪処罰法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標 のうち、麻薬特例法を適用した犯罪収益の没収額・追徴額については、25年度中の薬物事犯の検挙件数(業績指標)が前年度より減少した状況を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に寄与していないとまではいえないと考えられる。</p>	
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの 方向性</p> <p>[業績目標] 今後も、組織犯罪対策の強化を目指すため、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化が必要であることから、引き続き、現在の業績目標を26年度の業績目標として設定する。</p> <p>[業績指標及び達成目標] 今後も、組織犯罪対策の強化を目指すため、暴力団構成員等の数を減少させるなどする必要があることから、引き続き、現在の業績指標 及び 並びにこれらに関する達成目標を継続する。</p> <p>一方、業績指標 については、「暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員」の増加自体が暴力団の人的・物的基盤の弱体化を意味するものではなく、そのための手段として位置付けられるものであることから、平成26年度からは、これを業績目標の達成の度合いを測る業績指標 とするのではなく、業績目標を達成するための警察の活動実績を示す参考指標とすることとした。</p> <p>また、業績指標 については、政府が策定した「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、薬物犯罪組織や末端乱用者に対する取締りとともに、薬物乱用防止教室・講習会の実施等の需要の根絶に向けた総合的な薬物対策を推進しており、これにより生ずる薬物事犯の減少を踏まえ、施策の効果を適正に評価するため、現在の達成目標である「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値よりも増加させる。」を見直し、平成26年度の達成目標を「薬物事犯の検挙件数及び検挙人員について、前年度並の水準を維持する。」とすることとした。</p>		
評価結果の政策 への反映の方向性	<p>[引き続き推進] 暴力団対策では、引き続き、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底し、暴力団対策法を効果的に運用するとともに、暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。特に、近年、事業者襲撃等事件や対立抗争に起因する不法行為が発生している九州北部においては、引き続き、改正暴力団対策法の効果的運用に努めるほか、捜査・警戒活動の強化を図るなど、暴力団の危険な活動の抑止を図る。</p> <p>薬物対策では、引き続き、末端乱用者からの突き上げ捜査を徹底するなどして、薬物密輸・密売組織の実態解明及び壊滅に向けた取組を推進するとともに、装備資機材の充実化を図り、これらの組織に対する効果的な捜査を推進する。</p> <p>マネー・ローンダリング対策では、引き続き、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益の剥奪を徹底する。</p>		
学識経験を有する者の 知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>「平成25年の暴力団情勢」(26年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・企画分析課)</p> <p>「平成25年中の薬物・銃器情勢」(26年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課)</p> <p>「JAFIC年次報告書(平成25年)」(26年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官)</p> <p>法務省刑事局公安課から提供を受けた情報</p>		
政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間

平成25年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	来日外国人犯罪対策の強化					
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が急速に進み、治安に対する重大な脅威となっていることから、外国人犯罪の取締りの強化、外国人犯罪組織の実態解明の推進、国内関係機関及び外国治安機関等との連携強化等を図り、来日外国人犯罪対策を推進する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	70,345 < 103,367,889 >	81,730 < 116,268,682 >	75,204 < 112,061,442 >	71,806 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	5 < 48,874,639 >	0 < 13,567,467 >	0
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >	0	0
		合計(a+b+c)	70,345 < 182,431,819 >	81,725 < 193,038,895 >	75,204	71,806
執行額(千円)	52,171 < 136,600,031 >	68,506 < 129,799,690 >	68,506	68,506		
上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標3・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の 重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第3 国際化への対応 1 水際対策 国外逃亡被疑者対策の推進 2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備 4 国際組織犯罪対策 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進 国際犯罪組織に対する捜査体制の整備					
	「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 (2) 不法滞在等対策					

業績指標	項目	基準						実績
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
来日外国人犯罪の 罪種別検挙件数及 び検挙人員	刑法犯検挙件数(件)	22,700	19,075	14,040	12,369	10,826	15,802	10,762
	凶悪犯	192	186	156	130	137	160	124
	粗暴犯	859	823	850	836	876	849	921
	窃盗犯	18,862	14,982	10,525	9,077	7,730	12,235	7,802
	知能犯	653	1,029	770	706	788	789	621
	風俗犯	84	79	99	91	95	90	101
	刑法犯検挙人員(人)	7,131	7,136	6,539	5,785	5,373	6,393	5,657
	凶悪犯	222	232	171	139	138	180	113
	粗暴犯	968	930	947	955	981	956	1,031
	窃盗犯	3,676	3,744	3,327	3,010	2,675	3,286	2,894
	知能犯	478	540	527	438	468	490	524
	風俗犯	88	82	105	75	80	86	84
	特別法犯検挙件数(件)	7,728	7,116	5,407	4,691	4,099	5,808	5,013
	特別法犯検挙人員(人)	6,463	5,987	4,851	4,106	3,661	5,014	4,462
25年度は暫定値		(26年4月国際捜査管理官作成)						
達成状況:	達成目標	来日外国人犯罪の取締りを強化する。						
業績指標	項目	基準					実績	
国外逃亡被疑者等 (注1)(うち外国人) の検挙・処罰件数 及び検挙・処罰人 員(注2)		20年	21年	22年	23年	24年	20～24年度 (平均)	25年
	検挙・処罰件数(件)	57	42	43	46	34	44	43
	検挙・処罰人員(人)	60	42	45	47	34	46	46
25年度は暫定値		(26年4月国際捜査管理官作成)						
達成状況:	達成目標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙・処罰件数及び検挙・処罰人員を過去5年間の平均値より増加させる。						

参考指標	参考指標	項目	21年	22年	23年	24年	25年	21～25年 (平均)	26年
	不法残留者数	不法残留者数(人)	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	82,482	59,061
		(法務省入国管理局資料) 数値は各年の1月1日現在							
	参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年
国外逃亡被疑者等の推移	国外逃亡被疑者等数(人)	775	845	879	847	818	833	798	
	うち外国人	633	683	705	677	654	670	650	
(26年4月国際捜査管理官作成) 数値は各年の12月末現在									

業績目標達成のために 行った施策	<p>国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の取締り【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業】 日本国内及び海外に構成員を置き、双方が連携しつつ日本国内を対象とした犯罪を敢行する国際犯罪組織の実態解明に努めるとともに、来日外国人犯罪の積極的な取締りを行った。</p> <p>外国人犯罪を助長する犯罪インフラへの対策の実施【行政事業レビュー対象事業:46 安心な社会を創るための匿名通報事業】 地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りを徹底した。</p> <p>事前旅客情報システム(API S)及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗務員に関する情報と警察庁が保有している指名手配等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム、外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。</p> <p>各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化【行政事業レビュー対象事業:47 組織犯罪対策】 25年10月に東アジア地域組織犯罪対策代表者会議・東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図った。</p> <p>国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて、国際捜査や国際捜査共助を担当する捜査幹部を対象として、必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施した。</p>
---------------------	---

評価の結果	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>業績指標 については、25年度中の実績値について、包括罪種別に20年度から24年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値と比較したところ、検挙件数に関しては、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯及び風俗犯の回帰直線上の値が110.4件、862.9件、3,784.5件、773.3件及び99.8件であるのに対し、実績値が124件、921件、7,802件、621件及び101件であり、知能犯以外について実績値が上回った。</p> <p>また、検挙人員に関しては、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯及び風俗犯の回帰直線上の値が102.1人、971.5人、2,465.6人、453.6人及び79.1人であるのに対し、実績値が113人、1,031人、2,894人、524人及び84人であり、いずれについても実績値が上回った。</p> <p>このため、業績指標 については、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、25年度中の国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙・処罰件数が過去5年間の平均値と比較して減少したものの、1件下回ったに過ぎないこと、検挙・処罰人員は過去5年間の平均値と同数であったことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標 については、「目標の達成状況」に加え、国外逃亡被疑者等(うち外国人)の人数(参考指標)が減少している状況を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p>
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	<p>【業績目標】 現在の業績目標である「来日外国人犯罪対策の強化」は、単独で行う組織的でない犯罪も対象とするものであったが、基本目標である「組織犯罪対策の強化」を実現するための業績目標としては、来日外国人犯罪の中でも組織的に敢行されるものを対象とすることがより適切であることから、平成26年度の業績目標を「国際組織犯罪対策の強化」とすることとした。</p> <p>【業績指標及び達成目標】 業績指標 については、来日外国人による共犯事件の中には、来日外国人によって組織的に敢行された事件が多みられることから、来日外国人グループに対する取締り強化の度合いを測る一つの指標とするため、現在の「来日外国人犯罪の罪種別検挙件数及び検挙人員」を見直し、平成26年度の業績指標を「来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数」とすることとした。</p> <p>これに伴い、現在の達成目標である「来日外国人犯罪の取締りを強化する」を見直し、平成26年度の達成目標を「組織的に敢行される来日外国人犯罪の取締りを強化する。」とすることとした。</p> <p>業績指標 については、国外逃亡被疑者対策は、迅速な手配や逃亡先を特定するための照会、身柄引き渡し要請等、逃亡被疑者の人員ごとに取り組むものであることから、現在の「国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙・処罰件数及び検挙・処罰人員」を見直し、平成26年度の業績指標を「国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員及び処罰人員」とすることとした。</p> <p>これに伴い、現在の達成目標である「国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙・処罰件数及び検挙・処罰人員を過去5年間の平均値より増加させる。」を見直し、平成26年度の達成目標を「国外逃亡被疑者等(うち外国人)の取締りを強化する。」とすることとした。</p> <p>これらに加え、犯罪インフラ事犯のうち、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券等偽造、不法就労助長は、国際犯罪組織による犯罪を助長し、又は容易にするものであり、国際組織犯罪対策上重要であることから、これらの検挙件数及び検挙人員が国際組織犯罪対策の強化の度合いを図る指標の一つとして適当であると考えられるため、平成26年度から、「国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員」を新たに業績指標とすることとした。</p>	

	評価結果の政策への反映の方向性	〔引き続き推進〕 国際犯罪組織の実態解明、来日外国人犯罪の取締り、犯罪インフラ対策の実施等を引き続き推進する。
学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「来日外国人犯罪の検挙状況(25年)」(26年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官) 「国籍・地域別 男女別 不法残留者数の推移」(26年3月法務省)	
政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施時期 25年4月から26年3月までの間

平成25年度実績評価書

基本目標4 業績目標1

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保				
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は増加傾向にあることなどから、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	88,311,154 < 103,367,889 >	86,269,819 < 115,955,580 >	89,060,624 < 111,914,812 >	152,951,685 < 110,563,330 >
	補正予算(b)	5,880,398 < 59,357,050 >	10,911,297 < 48,538,901 >	500,190 < 13,096,027 >	
	繰越し等(c)	588,916 < 19,596,630 >	2,273,858 < 27,895,574 >		
	合計(a+b+c)	94,780,468 < 182,321,569 >	99,454,974 < 192,390,055 >		
執行額(千円)	86,612,680 < 136,489,781 >	83,471,348 < 129,590,740 >			
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定)</p> <p>第1部第1章第3節</p> <p>2 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>3 生活道路及び幹線道路における安全確保</p> <p>第1部第1章第3節</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(5) 自転車利用環境の総合的整備</p> <p>2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) 交通の指導取締りの強化等</p>				

業績指標	項目	基準						実績
		20年	21年	22年	23年	24年	20~24年(平均)	25年
歩行者・自転車乗 用中の交通事故死 者数及び歩行者・ 自転車の交通事 故件数	歩行者中交通事 故死者数(人)	1,739	1,726	1,736	1,702	1,634	1,707	1,584
	歩行者中の高 齢者の交通 事故死者数	1,198	1,206	1,241	1,132	1,109	1,177	1,117
	自転車乗用中 交通事故死者 数(人)	726	709	665	635	563	660	600
	自転車関連事 故件数(件)	162,662	156,485	151,681	144,058	132,048	149,387	121,040
	歩行者と自 転車との交 通事故件数	2,959	2,946	2,770	2,806	2,625	2,821	2,605
	達成目標	<p>(26年4月交通企画課作成)</p> <p>第9次交通安全基本計画(平成23年度~平成27年度)の基準となる平成22年の実績値を評価基準とした。</p> <p>歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車利用の交通事故件数を次のとおり減少させる。</p> <p>歩行者・自転車乗用中の交通事故死者数を22年よりも減少させる。</p> <p>歩行者中の交通事故死者のうち割合の高い高齢者(注1)の数を22年よりも減少させる。</p> <p>自転車関連事故件数(注2)を22年よりも減少させる。</p> <p>歩行者と自転車との交通事故件数を22年よりも減少させる。</p>						
達成状況:	<p>注1:「高齢者」は、65歳以上の者を指す。</p> <p>注2:「自転車関連事故件数」は、自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数をいう。</p>							

参考指標・参考事例	なし
-----------	----

業績目標達成のために 行った施策	<p>自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:48 広報啓発等】</p> <p>自転車利用者に対するルールの周知徹底のため、5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催・警察庁後援)や春・秋の全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進及び道路交通法改正による路側帯通行ルールの変更等の広報キャンペーンを展開するとともに、小学生のみならず中学生、高校生、高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催するなど交通安全教育を推進した。</p>
	<p>自転車利用者のヘルメット着用促進【行政事業レビュー対象事業:48 広報啓発等】</p> <p>自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、転倒時におけるヘルメットの頭部への被害軽減効果について知識の普及を図り、ヘルメットの着用の促進を図った。</p>
	<p>高齢者に対する交通安全教育の充実【行政事業レビュー対象事業:48 広報啓発等、25-6 中高年齢層の歩行中死亡事故を抑制するための段階的交通安全教育手法に関する調査】</p> <p>参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育の実施を推進した。都道府県警察に対し、こうした交通安全教育が全国各地において効果的に実施されるよう指導したところ、25年には全国で約4万9,000回(参加人員延べ約232万人)の交通安全教育が行われた。</p>
	<p>反射材用品等の普及促進</p> <p>25年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」が示されたことから、反射材用品等の着用の推進した。また、反射材用品等の効果等を体験する交通安全教室等を開催し、反射材の利用促進を図った。</p>
	<p>幼児・児童に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:48 広報啓発等】</p> <p>幼児に対する交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるための交通安全教育を推進したほか、児童に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全だけでなく、他者の安全にも配慮できるよう、幼児よりも発展した内容の交通安全教育を推進した。</p>
	<p>自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化</p> <p>「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を強化するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を講じるなど厳正に対処するよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>生活道路対策及び幹線道路対策の推進</p> <p>警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。</p>
<p>歩行空間のバリアフリー化</p> <p>高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。</p>	
<p>自転車の走行空間の確保</p> <p>自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の確保を推進した。</p>	

評価の結果	<p>各行政機関 共通区分</p>	<p>: 目標達成</p>	
	<p>目標の達成状況</p>	<p>判断根拠</p>	<p>業績指標 については、22年と比較して、25年中の歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数、歩行中の高齢者の交通事故死者数、自転車関連事故件数及び歩行者と自転車との交通事故件数のいずれも減少したことから、目標を達成した。したがって、業績目標については、「目標達成」と認められる。</p>
	<p>達成状況の分析</p>	<p>業績指標 については、平成23年から実施している「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策」による交通安全教育、交通指導取締り、自転車通行環境の整備等の対策とともに、25年の道路交通法改正により交通安全意識が高まったことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>	
	<p>目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括</p>	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を減少させるなどする必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。</p> <p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>【引き続き推進】 引き続き、自転車利用者に対するルールの周知、高齢者に対する交通安全教育の充実、自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化等を推進する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成25年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について(26年2月警察庁交通局)」「平成25年中の交通事故の発生状況」(26年2月警察庁交通局)
---------------------------	--

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-------------------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標4 業績目標2

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	運転者対策の推進					
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通死亡事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	88,311,154 < 103,367,889 >	86,269,819 < 115,955,580 >	89,060,624 < 111,914,812 >	152,951,685 < 110,563,330 >
		補正予算(b)	5,880,398 < 59,357,050 >	10,911,297 < 48,538,901 >	500,190 < 13,096,027 >	
		繰越し等(c)	588,916 < 19,596,630 >	2,273,858 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	94,780,468 < 182,321,569 >	99,454,974 < 192,390,055 >		
執行額(千円)	86,612,680 < 136,489,781 >	83,471,348 < 129,590,740 >				
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 1 高齢者及び子どもの安全確保 第1部第1章第3節 3 安全運転の確保 5 道路交通秩序の維持					

業績指標	項目	基準							実績
		20年	21年	22年	23年	24年	20-24年(平均)	25年	
悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数	飲酒運転(件)	305	292	290	270	256	283	238	
	無免許運転(件)	95	73	67	67	62	73	61	
	最高速度違反(件)	356	329	293	228	212	284	216	
	信号無視(件)	189	151	154	174	145	163	128	
	歩行者妨害等(件)	296	288	274	247	296	280	248	
	指定場所一時不停止(件)	194	156	152	134	126	152	92	
(26年4月交通指導課作成)									
第9次交通安全基本計画(平成23年度～平成27年度)の基準となる平成22年の実績値を評価基準とした。									
達成状況:	達成目標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を22年よりも減少させる。							
業績指標	項目	基準							実績
		20年	21年	22年	23年	24年	20-24年(平均)	25年	
70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数(件)	679	650	689	629	657	661	707	
	70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)	10.4	9.5	9.5	8.1	8.0	9.1	8.0	
(26年4月 運転免許課作成)									
第9次交通安全基本計画(平成23年度～平成27年度)の基準となる平成22年度の実績値を評価基準とした。									
達成状況:	達成目標	70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を22年よりも減少させる。							

参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20-24年(平均)	25年
70歳以上の高齢運転免許保有者数	70歳以上の高齢運転免許保有者数(人)	6,532,054	6,859,885	7,245,836	7,728,798	8,233,850	7,320,085	8,823,682
(26年4月 運転免許課作成)								

「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進【行政事業レビュー対象事業:48 広報啓発等】
 飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の実態について積極的に広報した。また、(一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、民間団体等と連携して「飲酒運転を許さない環境づくり」に取り組んだ。

業績目標達成のために 行った施策	<p>悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策の強化 地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、分析結果等を踏まえ、無免許・飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反や交差点関連違反等の交通事故に直結する違反に対する取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>使用者の背後責任の追及等 過積載や過労運転等の違反について、運転者の取締りとどまらず、自動車等の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為による交通事故については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くすよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>総合的な暴走族対策の推進 あらゆる法令を適用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進するよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>緻密な交通事故事件捜査の推進 迅速かつ的確な初動捜査を推進するため、交通事故捜査統括官及び交通事故鑑識官の適切な運用を図るとともに、客観的な証拠収集を徹底するなど緻密な交通事故事件捜査を推進するよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施 悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止制度の積極的な活用、迅速・適正な審査登録等の対策を推進するよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>飲酒運転者に対する新しい取消処分者講習の実施 常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究結果を踏まえ、飲酒行動の改善等のためのカリキュラムを盛り込んだ飲酒取消講習を全国で実施し、飲酒運転違反者に対する適切な飲酒指導を行うよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施 飲酒取消講習のカリキュラムの一部を導入した停止処分者講習(飲酒学級)の実施や取消処分者講習の一層の充実と講習効果向上のための改善について、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>高齢運転者標識の使用促進 都道府県警察に対し、高齢運転者標識の使用を促進させる広報啓発活動の効果的な実施を指示した。</p>
	<p>信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等 信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにするため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進した。</p>
	<p>講習予備検査の適正な実施 高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、講習予備検査の適正な実施について都道府県警察を指導した。</p>
	<p>講習予備検査等の調査研究に基づく講習予備検査の改善の実施 講習予備検査の検証改善に関する調査研究結果を踏まえ、検査の判定基準(配点方法及び計算式等)や検査手法(実施要領等)について、具体的な実施要領を定めるとともに、その周知を図るため都道府県警察に対する指導・教養を実施した。</p>
	<p>講習予備検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施 高齢者講習において、講習予備検査の結果等に基づき、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行うよう、都道府県警察を指導した。</p>
	<p>臨時適性検査の的確な実施 臨時適性検査を的確に実施するため、専門医との緊密な連携体制の強化等について都道府県警察を指導した。</p>
<p>高齢運転者等への支援の実施 高齢者講習の円滑な受講、運転免許証自主返納者に対する支援の強化等、高齢運転者等に対する支援施策の推進について都道府県警察を指導した。</p>	
<p>補聴器の使用と旅客運送(第二種免許)に関する調査研究[行政事業レビュー対象事業:25-7 補聴器の使用と旅客運送(第二種免許)に関する調査研究] 補聴器を使用している聴覚障害者の就業機会の拡大と旅客の安全確保を両立するため、補聴器使用者の交通事故データ分析、実車実験等の調査研究を行い、補聴器使用者の第二種運転免許の可否を検討した。</p>	

評価の結果	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり
	目標の達成状況	<p>業績指標 については、22年と比較して、25年中の悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数が全ての違反に関し減少したことから、目標を達成した。 業績指標 については、22年と比較して、25年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数は増加したものの、25年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は減少したことから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を強化したこと等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標 については、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数の増加は、70歳以上の高齢運転免許保有者数(参考指標)の増加に伴うものであると考えられること、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は減少したことから、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p>
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>[業績目標、業績指標及び達成目標] 今後も、安全かつ快適な交通の確保を目指すため、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させるなどする必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。</p> <p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>[引き続き推進] 引き続き、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策の強化、講習予備検査とその結果に基づいた効果的な高齢者講習の実施等を推進する。</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p>		
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「平成25年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について」(26年2月警察庁交通局) 「運転免許統計(平成25年版)」(26年3月警察庁交通局運転免許課)</p>		
<p>政策所管課</p>	<p>交通企画課、交通指導課、交通規制課、 運転免許課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>25年4月から26年3までの間</p>

平成25年度実績評価書

基本目標4 業績目標3

基本目標	安全かつ快適な交通の確保					
業績目標	道路交通環境の整備					
業績目標の説明	社会資本整備重点計画(24年8月31日閣議決定:計画期間24年度~28年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	88,311,154 < 103,367,889 >	86,269,819 < 115,955,580 >	89,060,624 < 111,914,812 >	152,951,685 < 110,563,330 >
		補正予算(b)	5,880,398 < 59,357,050 >	10,911,297 < 48,538,901 >	500,190 < 13,096,027 >	
		繰越し等(c)	588,916 < 19,596,630 >	2,273,858 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	94,780,468 < 182,321,569 >	99,454,974 < 192,390,055 >		
執行額(千円)	86,612,680 < 136,489,781 >	83,471,348 < 129,590,740 >				
上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「社会資本整備重点計画」(24年8月閣議決定) 交通安全施設等整備事業					
	「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 1 道路交通環境の整備					

業績指標	交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故	項目	基準		実績
			24年度	25年度 目標値 (注3)	25年度
		信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数(件)(注1)	8,499	14,000	13,643
		事故危険箇所対策(注2)により、抑止された対策実施箇所における死傷事故件数の割合	効果測定中		効果測定中
	達成状況	(26年4月交通規制課作成) 注1:推計方法は別添参照 注2:死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注3:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の25年度の値 達成目標 交通安全施設等の整備により、死傷事故を次のとおり抑止する。 信号機の高度化等により、死傷事故を約3万5千件/年抑止する。 事故危険箇所対策により、対策実施箇所における死傷事故を約3割抑止する。			
業績指標	信号制御の高度化等により実現される円滑な交通	項目	基準		実績
			24年度	25年度 目標値 (注5)	25年度
		信号制御の高度化により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人・時間/年)(注4)	22,638	36,000	48,565
		信号制御の高度化により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量(t CO2/年)(注4)	45,177	72,000	97,404
	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるバリアフリー化の割合(%)	97.3	98.8	効果測定中	
達成状況	(26年4月交通規制課作成) 注4:推計方法は別添参照 注5:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の25年度の値 達成目標 信号制御の高度化により、対策実施箇所において通過時間を約9千万人時間/年短縮する。 信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量を約18万t - CO2/年抑止する。 原則として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。				

業績指標	項目	基準		実績
		24年度	25年度 目標値 (注7)	25年度
停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数	整備台数(台)(注6)	5,229	5,400	5,363
	(26年4月交通規制課作成)			
達成状況		達成目標	信号機電源付加装置の整備台数を約6,400台にする。	

注6:整備台数は各年度末におけるストック数
注7:5年間で最終目標に達成するように、各年度の目標値を均等に配分した場合の25年度の値

参考指標・参考事例	なし
-----------	----

業績目標達成のために 行った施策	<p>特定交通安全施設等整備事業(主な事業内容は以下のとおり)[行政事業レビュー対象事業:52 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)、56 交通安全施設(信号柱)の老朽化対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより多面的に制御する。 ・プログラム多段系統化 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 ・右折感応化 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 ・多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 ・半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 ・信号灯器のLED化 高輝度で逆光でも見やすく擬似点灯を防止できるLED式信号灯器を整備する。 ・対向車接近表示システム 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 ・閑散時押ボタン化、閑散時半感応化 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時のみ信号表示を変える。 ・速度感応化 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 ・歩車分離化 車両用現示と歩行者用現示を分離することによって歩車の物理的な交錯を排除する。 ・歩行者感応化 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青信号を延長し、感知しない場合は短縮する。 ・視覚障害者用付加装置 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。 ・高齢者等感応化 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 ・音響式歩行者誘導付加装置 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。 ・全感応 交差点の各流入部に車両感知器を設置し、車両感知器から得られた情報により青時間を伸縮させる。 ・プログラム多段化 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 ・押ボタン 主道路側を青としておき、歩行者の押ボタン操作があった時のみ信号表示を変える。
	<p>プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化[行政事業レビュー対象事業:49 プローブ情報を活用した交通管制システムの高度化] 従来の路側感知器から収集する交通情報を大幅に補完する車載機に蓄積された車両のプローブ情報を利用して交通情報を生成するなどし、プローブ情報を活用したよりきめ細やかな信号制御システムの開発を行い、交通管制システムの高度化を図った。</p>
	<p>交通安全施設等整備事業の効果測定[行政事業レビュー対象事業:50 交通安全施設等整備事業効果測定] 新たに設置した交通安全施設等整備事業の事業項目ごとのデータを収集した上、設置効果の測定・分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証した。</p>
	<p>交通管制システム中央装置の整理統合に関する調査委託[行政事業レビュー対象事業:55 交通管制システム中央装置の整理統合に関する調査委託] 交通管制システムについて、現状の中央装置機器構成から、基本構成を見直し、新技術の導入、機能の統合分割、処理容量の拡大等の技術的検討を行うことにより、今後必要とされる在るべき交通管制システムとなるよう、高度化、効率化、低コスト化を図った。</p>
	<p>信号情報提供による安全運転支援技術の確立のための実証実験[行政事業レビュー対象事業:57 信号情報提供による安全運転支援技術の確立のための実証実験] 自動車ドライバーに交通信号待ち時間等の情報を提供することにより、追突等の事故を防止するとともに、ゆとりある運転を促進することによる安全運転技術を確立するための実証実験を20都府県警察において実施した。</p>

	<p>広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備事業〔行政事業レビュー対象事業：25-8 広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備〕</p> <p>警察が収集する交通情報と、民間事業者のプロープ情報をその補完として融合させ、大規模災害発生時に、人的資源を効率的に配置しながらいち早く通行可能な道路を把握して、人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施できるようにすることに加え、避難路やう回路に係る情報を国民にいち早く提供できるようなシステムの整備を図った。</p>
	<p>広域交通管制システムの更新整備及び維持管理事業〔行政事業レビュー対象事業：27 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理〕</p> <p>広域交通管制システムは平成12年度に整備を行ったが、経年により劣化したため、平成24年7月に更新を実施し、新システムで運用を開始している。更新整備後は、これまで毎年契約していた維持管理業務についても平成33年2月まで一括して、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した。</p>

評価の結果	<p>各行政機関 共通区分</p>	:相当程度進展あり		
	<p>目標の達成状況</p>	<p>判断根拠</p>	<p>業績指標 については、信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数の25年度実績値は25年度目標値を下回ったものの、目標値に近い実績であったことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標 については、信号制御の高度化により短縮されていると推計される対策実施箇所通過時間及び信号制御の高度化により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量の25年度実績値は25年度目標値を上回ったことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、信号機電源付加装置の整備台数の25年度実績値は25年度目標値を下回ったものの、目標値に近い実績であったことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>	
	<p>達成状況の分析</p>	<p>交通安全施設等整備事業については、数年後を見越した計画を立てて実施しているため、単年度のみした場合の実績は目標値を下回ることもあるが、25年度目標値を下回った、信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数(業績指標)及び信号機電源付加装置の整備台数(業績指標)についても、目標値の90%以上を達成していることから、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、第3次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を基にした業績目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p>		
	<p>目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括</p>	<p>目標の見直しの方向性</p>	<p>〔業績目標、業績指標及び達成目標〕</p> <p>今後も安全かつ快適な交通の確保を目指すため、交通安全施設等の整備による死傷事故の抑止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。</p>	
		<p>評価結果の政策への反映の方向性</p>	<p>〔引き続き推進〕</p> <p>第3次社会資本整備重点計画に定められた成果目標を確実に達成するため、引き続き、特定交通安全施設等整備事業を推進する。</p>	

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。</p> <p>信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「交通安全施設の効果測定報告書」(26年3月警察庁委託)</p>
----------------------------------	-------------------------------------

<p>政策所管課</p>	<p>交通規制課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>25年4月から26年3月までの間</p>
--------------	--------------	-----------------	-------------------------

信号機の高度化等による各種効果 (25年度末現在)

交通事故抑止効果

信号機の高度化等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	1,681	471	468	276	80	73	681	654	371	115
平成25年度	1,966	550	582	343	84	76	585	562	497	154
平成26年度										
平成27年度										
平成28年度										
小計	3,647	1,021	1,050	620	164	149	1,266	1,215	868	269

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示装置		閑散時押ボタン化		閑散時半感応化		速度感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	4,808	5,096	0	0	36	18	102	46	7	8
平成25年度	2,103	2,229	1	2	13	7	87	39	2	2
平成26年度										
平成27年度										
平成28年度										
小計	6,911	7,326	1	2	49	25	189	85	9	10

事業 年度	歩車分離化		歩行者感応化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感応化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	482	328	50	66	599	359	99	49	119	89
平成25年度	415	282	22	29	542	325	72	35	112	84
平成26年度										
平成27年度										
平成28年度										
小計	897	610	72	95	1,141	685	171	84	231	173

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段化		押ボタン		一灯点滅	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成24年度	1	2	73	133	282	513	87	61	1	1
平成25年度	3	5	37	67	231	420	102	71	0	0
平成26年度										
平成27年度										
平成28年度										
小計	4	7	110	200	513	934	189	132	1	1

事業 年度	計 抑止件数
平成24年度	8,358
平成25年度	5,285
平成26年度	0
平成27年度	0
平成28年度	0
小計	13,643

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

信号機の高度化等による各種効果

交通円滑化効果

信号制御の高度化

年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	削減効果
平成24年度	1,681	17,832	468	3,108	80	178	681	628	371	587	22,333
平成25年度	1,966	20,855	582	3,864	84	187	585	539	497	786	26,233
平成26年度										0	0
平成27年度										0	0
平成28年度										0	0
小計	3,647	38,687	1,050	6,972	164	366	1,266	1,167	868	1,373	48,565

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人・時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

二酸化炭素排出量抑止効果

信号制御の高度化

年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	削減効果
平成24年度	1,681	34,376	468	5,990	80	726	681	1,212	371	2,412	44,716
平成25年度	1,966	40,205	582	7,450	84	762	585	1,041	497	3,231	52,688
平成26年度											0
平成27年度											0
平成28年度											0
小計	3,647	74,581	1,050	13,440	164	1,487	1,266	2,253	868	5,642	97,404

・「抑止効果」とは、信号制御の高度化により抑止されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO2/年)であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素抑止効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

平成25年度実績評価書

基本目標5 業績目標1

基本目標	国の公安の維持					
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処					
業績目標の説明	的確な警備措置を講じることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。) 注1: 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等 注2: 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,649,412 < 103,367,889 >	12,631,308 < 116,268,682 >	11,918,598 < 112,061,442 >	12,683,024 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	518,334 < 48,874,639 >	178,641 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	12,649,412 < 182,431,819 >	12,112,974 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	12,284,484 < 136,600,031 >	11,812,707 < 129,799,690 >				
上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に係る内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第6 テロの脅威等への対処 5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化					
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国 六 原則に基づく外交・安全保障 七 今、そこにある危機					
	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等					
	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(26年1月) 9 安心を取り戻す					

業績指標	業績指標	実績							
	重大テロ事案等の発生件数	各種訓練の実施、関係機関との連携の強化、治安警備及び警衛・警護の実施等、重大テロ事案等の予防鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、国内における重大テロ事案等の発生はなかった。							
	達成状況:	達成目標	重大テロ事案等を未然に防止する。						
	業績指標	実績							
	治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	【事例1】 25年度中、天皇后陛下は、第64回全国植樹祭御臨場(5月、鳥取県)、第68回国民体育大会御臨場(9月、東京都)、第33回全国豊かな海づくり大会御臨場(10月、熊本県)、東日本大震災被災地御訪問等のため行幸啓になった。 警察では、皇室と国民との親和に配慮した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓迎者の雑踏事故防止を図った。							
		【事例2】 25年度は、安倍首相のG8ロック・アーン・サミット出席に伴う英国訪問(6月)、G20サンクトペテルブルク・サミット出席に伴うロシア訪問(9月)、パリAPEC首脳会議出席に伴うインドネシア訪問(10月)等の警護警備に際し、関係国の警察当局と緊密に連携して首相の身辺の安全を確保した。							
		上記事例のほか、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。25年度中も、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。							
	達成状況:	達成目標	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。						
	業績指標	基準							実績
	主要警備対象勢力(注3)に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20-24年(平均)	25年
オウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員(注4)		2件 4人	2件 3人	1件 2人	1件 2人	10件 7人	3件 4人	1件 2人	
極左暴力集団に係る事件検挙件数・検挙人員		64件 109人	33件 61人	29件 39人	30件 78人	30件 31人	37件 64人	26件 36人	
右翼関係事件検挙件数・検挙人員		1,689件 1,853人	1,675件 1,867人	1,667件 1,757人	1,639件 1,713人	1,733件 1,824人	1,681件 1,803人	1,583件 1,643人	
右翼による「テロ、ゲリラ」事件検挙件数・検挙人員(注5)		2件 2人	0件 0人	0件 0人	0件 0人	2件 2人	1件 1人	1件 1人	
注3: 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象 注4: 平成24年のオウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員のうち、信者勧誘に伴う詐欺事件(1件3人)については無罪が確定した。 注5: 右翼関係事件検挙件数・検挙人員の内数である。									

	【事例1】 平成25年2月、公安調査庁職員業務を妨害したとして、公務執行妨害罪でオウム真理教主流派出家信者2人を検挙した(福岡)。	
	【事例2】 平成25年3月、革マル派幹部活動家3人を有印私文書偽造・同行使罪で逮捕し、同日、同派の非公然アジトを摘発した(警視庁・大阪)。 さらに、11月には、同派の非公然アジトを摘発し、後日、同派幹部活動家を有印私文書偽造・同行使罪で逮捕した(警視庁)。	
	【事例3】 平成25年5月末までに、不正の利益を得る目的で、有料衛星放送の契約者以外の者が同放送の視聴を可能とする機能を有する電磁的記録が改変されたB-CASカードを他人に譲渡したとして、不正競争防止法違反で右翼団体幹部ら3人を逮捕した(宮城)。	
達成状況:	達成目標	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。

参考指標	参考指標	基準							実績
		項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度(平均)	25年度
	重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数	国民保護(化学テロ対処等)図上訓練(回)	14	10	6	8	5	9	9
		国民保護実動訓練(回)	4	4	3	3	6	4	3
		自衛隊との共同図上訓練(回)	0	2	3	3	1	2	2
		自衛隊との共同実動訓練(回)	9	22	10	21	30	18	37
		海上保安庁との共同訓練(回)	3	3	3	15	12	7	27
		(26年4月警備企画課・警備課作成)							
	参考指標	基準							実績
		項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度(平均)	25年度
治安警備及び警衛・警護実施件数	治安警備実施件数(件)	8,172	7,445	7,312	7,260	10,128	8,063	11,095	
	警衛実施件数(件)	4,739	4,974	5,299	4,613	4,955	4,916	4,134	
	警護実施件数(件)	18,092	17,765	17,223	19,880	20,111	18,614	20,856	
	(26年4月警備課作成)								
参考指標	基準							実績	
	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20~24年(平均)	25年	
不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	入管法違反送致件数・送致人員(注6)	6,049件 5,230人	5,072件 4,428人	4,048件 3,601人	3,183件 2,841人	2,786件 2,579人	4,228件 3,736人	3,773件 3,430人	
	集団密航事件検挙件数・検挙人員	8件 16人	2件 4人	2件 8人	1件 2人	0件 0人	3件 6人	0件 0人	
	入管法第65条の適用人員	4,834人	2,793人	1,630人	839人	593人	2,138人	653人	
	不法残留者数(注7)	113,072人	91,778人	78,488人	67,065人	62,009人	82,482人	59,061人	
	入国管理局との合同摘発人員	11,669人	7,551人	5,426人	3,758人	3,040人	6,289人	2,329人	
		(26年4月外事課作成)							
	注6:「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。 注7:法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。								

業績目標達成のために行った施策	重要施設の警戒警備【行政事業レビュー対象事業:61 焦点、62 千葉県警察成田国際空港警備隊費、63 情報収集・分析機能の強化等、64 皇宮警察本部】 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を情勢に応じ適切に実施した。
	重大テロ事案等対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業:63 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、各種訓練を実施した。
	大規模警衛・警護警備【行政事業レビュー対象事業:61 焦点、63 情報収集・分析機能の強化等、64 皇宮警察本部】 その時々警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛・警護警備を実施した。
	関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:60 国民保護法特殊標章の整備、61 焦点、63 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。
	主要警備対象勢力による違法事案の取締り等【行政事業レビュー対象事業:61 焦点、63 情報収集・分析機能の強化等】 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを推進した。
不法滞在者等の取締り等【行政事業レビュー対象事業:63 情報収集・分析機能の強化等】 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進した。	

評価の結果	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標 については、25年度中、国内における重大テロ事案等の発生がなかったことから、目標を達成した。 業績指標 については、25年度中、各警衛・警護警備において警備対象の安全が図られたことから、目標を達成した。 業績指標 については、25年度中、オウム真理教に係る事件、極左暴力集団に係る事件及び右翼関係事件の検挙を着実に推進するとともに、これら主要警備対象勢力の活動実態の解明を進めたこと等によって、革マル派の非公然アジト2か所を摘発するなどしたことから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、自衛隊・海上保安庁との共同訓練の回数(参考指標)を増やした等により、対処態勢の強化を図ったことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情勢に応じた的確な警戒警備、警衛・警護を実施したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、主要警備対象勢力の違法事案に対する取締り等や関係機関との連携の取組によって、当該勢力の実態解明が進み、非公然アジトの摘発等につながったと考えられることから、当該取組が目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、重大テロ事案等の未然防止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 また、引き続き、これらの警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努める。	
学識経験を有する者の知 見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	「治安の回顧と展望(平成25年版)」(26年3月警察庁警備局) 「平成25年 警備情勢を顧みて(焦点第283号)」(26年3月警察庁)		
政策所管課	警備企画課、公安課、警備課、外事課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間

平成25年度実績評価書

基本目標5 業績目標2

基本目標	国の公安の維持					
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処					
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。					
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,649,412 < 103,367,889 >	12,631,308 < 116,268,682 >	11,918,598 < 112,061,442 >	12,683,024 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	518,334 < 48,874,639 >	178,641 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	12,649,412 < 182,431,819 >	12,112,974 < 193,038,895 >		
	執行額(千円)	12,284,484 < 136,600,031 >	11,812,707 < 129,799,690 >			
上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「防災基本計画」(23年12月中央防災会議決定) 我が国の国土は、地震、津波、暴風、豪雨、地すべり、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。					
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国					
	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(26年1月) 9 安心を取り戻す					

業績指標	項目	基準						実績
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度(平均)	25年度
大規模自然災害等の重大事案への対処に係る各種訓練の実施状況及び関係機関との連携(各種訓練の実施件数及び事例)	広域緊急援助隊合同訓練の実施回数(回)	8	8	8	7(注1)	8	8	7(注2)
	(26年4月警備課作成)							
	注1: 東日本大震災により東北管区での訓練が中止となった 注2: 大雨対応により中部管区での訓練が中止となった							
	【事例1】 25年11月、近畿管区警察局及び6府県警察の広域緊急援助隊等は、丹波自然運動公園(京都府)において、大規模災害発生を想定し、被災者の救出救助訓練、緊急交通路確保訓練及び避難誘導訓練等の各種訓練を実施した。本訓練については、事前に現場の状況等を一切示さないブライント型を採用し、また、狭隘空間や騒音等の劣悪な環境を専門家の協力により効果的に再現するなど、従来に増して実践的なものとなるよう努めた。 【事例2】 25年11月、関東管区警察局及び12都県警察の広域緊急援助隊等は、松本平広域公園(長野県)において、大規模災害発生を想定し、被災者の救出救助訓練、緊急交通路確保訓練及び多数遺体取扱訓練等の各種訓練を実施した。 【事例3】 25年度においては、25年10月台風26号等の発生に際し、関係省庁連絡会議等の場を通じて、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密に連携し、情報の共有を図った。							
達成状況:	達成目標	各種実戦的訓練の実施及び関係機関との連携により、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組を推進する。						
業績指標	実績							
災害警備活動の実施状況(事例)	【事例1】 東日本大震災の発生に伴い、警察では、特別派遣部隊を含む約4,000人体制で、仮設住宅の防犯活動、身元確認、行方不明者の捜索、避難指示区域等におけるパトロール等を継続して実施した。 【事例2】 25年10月、台風26号により関係都道府県警察では、警備部長等を長とする災害警備本部等を設置し、関連情報の収集を行うとともに、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。							
	達成状況:	達成目標	重大事案発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。					

参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年(平均)	25年
災害警備活動に伴う警察官の出動人員数	警察官の出動人員数(人)(注3、注4)	39,869	35,671	17,241	3,182,008	23,893	659,736	28,932
	(26年4月警備課作成)							
注3: 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限り)の延べ数 注4: 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上(東日本大震災における出動人員は、地震及び津波が発生した23年に計上)								

項目	20年			21年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件数(件)(注5)	2	0	2	1	1	2	
人的被害	死者(人)	18	0	18	1	29	30
	行方不明者(人)	6	0	6	0	2	2
	負傷者(人)	648	5	653	326	165	491
平均出動人員数(人)	4,754			246	8,635		
延べ出動人員数(人)(注6)	28,526		28,526	983	17,269	18,252	
項目	22年			23年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件数(件)(注5)	1	0	1	1	2	3	
人的被害	死者(人)	0	0	0	15,887	106	15,993
	行方不明者(人)	0	0	0	2,625	17	2,642
	負傷者(人)	8	27	35	6,299	726	7,025
平均出動人員数(人)					18,736		
延べ出動人員数(人)(注6)	63		63	3,134,705	37,472	3,172,177	
項目	24年			25年			
	地震	台風	計	地震	台風	計	
件数(件)(注5)	0	2	2	2	1	3	
人的被害	死者(人)	2	3	5	0	47	47
	行方不明者(人)	0	0	0	0	5	5
	負傷者(人)	36	278	314	63	315	378
平均出動人員数(人)		2,611					
延べ出動人員数(人)(注6)	369	5,223	5,592	615	16,346	16,961	
(26年4月警備課作成)							
地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。							
注5：件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数							
注6：「災害警備活動に伴う警察官の出動人員数」の注釈を参照							

参考指標

参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	
広域緊急援助隊及び広域緊急援助隊特別救助班の事業ごとの出動延べ人員	出動事案	岩手・宮城内陸地震(6月)	岩手県沿岸北部を震源とする地震	中国・九州北部豪雨(7月)	広島県梅雨前線による大雨(7月)
	広域緊急援助隊人員(人)	1,397	124	346	71
	特別救助班人員(人)(注7)	306	6	51	0
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度
	出動事案	東日本大震災(3月)	台風第12号(9月)	九州北部豪雨(7月)等	7月26日からの大豪雨(7月)等
	広域緊急援助隊人員(人)	6,249	484	147	204
特別救助班人員(人)(注7)	286	48	15	21	
(26年4月警備課作成)					
注7：数字は広域緊急援助隊人員の内数					

業績目標達成のために行った施策	<p>災害警備活動 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。</p>
	<p>大規模災害対策用資機材の整備 大規模災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、大規模災害対処能力を充実強化した。</p>
	<p>重大事案対処に係る各種訓練 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実戦的訓練を実施した。</p>
	<p>関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業：61 焦点】 大規模自然災害発生時の対処等について、内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。</p>

各行政機関 共通区分	：目標達成
目標の達成状況	<p>業績指標 については、25年度中、大雨対応により中止となった訓練があるものの、広域緊急援助隊合同訓練を例年並みの回数で実施するとともに、各種実戦的訓練及び関係機関との連携を行った事例もことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、現在も東日本大震災に伴う災害警備活動を継続しているほか、25年10月の台風26号の影響による各種災害発生時には、所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「目標達成」と認められる。</p>

評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、大規模災害対策用資機材の整備、関係機関との連携、重大事案対処に係る各種訓練等の取組が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、平素から装備資機材の整備、各種訓練、関係機関との連携により重大事案への対処能力の強化を図り、災害発生時には所要の体制を確立して的確な災害警備活動を実施したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、重大事案への的確な対処に向けた取組の推進等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。</p>	<p>【引き続き推進】 引き続き、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、東日本大震災を踏まえ、警察では津波災害対策、原子力災害対策等を始めとした危機管理体制の再構築・強化等を推進するなど、不断の見直しを行っており、大規模自然災害等の重大事案発生時に必要な装備資機材や体制を強化する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「治安の回顧と展望(平成25年版)」(26年3月警察庁警備局)</p> <p>「平成25年 警備情勢を顧みて(焦点第283号)」(26年3月警察庁)</p>
---------------------------	---

政策所管課	警備課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-----	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標5 業績目標3

基本目標	国の公安の維持					
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処					
業績目標の説明	謀報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,649,412 < 103,367,889 >	12,631,308 < 116,268,682 >	11,918,598 < 112,061,442 >	12,683,024 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	518,334 < 48,874,639 >	178,641 < 13,567,467 >	0
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >	0	0
		合計(a+b+c)	12,649,412 < 182,431,819 >	12,112,974 < 193,038,895 >	12,097,239 < 125,628,909 >	12,683,024 < 110,699,410 >
	執行額(千円)	12,284,484 < 136,600,031 >	11,812,707 < 129,799,690 >	11,812,707 < 129,799,690 >	11,812,707 < 129,799,690 >	
上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。						
業績目標に係る内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第6 テロの脅威等への対処					
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 三 経済成長を成し遂げる意思と勇気 四 世界一安全・安心な国 六 原則に基づく外交・安全保障 七 今、そこにある危機					
	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等					
	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(26年1月) 9 安心を取り戻す 11 地球儀を俯瞰する視点でのトップ外交					

業績目標	業績指標	実績		
	国内外的関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換及び実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、従来以上に外国治安機関等との緊密な連携が図られた。また、25年10月、国際協力機構(JICA)と「国際テロ事件捜査セミナー」を共催し、世界各国のテロ対策実務担当者に対してテロ事件の捜査技術に関するノウハウを提供するなど、国際的な取組に積極的に参加した。さらに、税関等関係機関と緊密に連携した結果、25年度中に、対北朝鮮措置に係る違法行為を3件、大量破壊兵器関連物資等に関する事件を1件検挙した。		
	達成状況:	達成目標	国内外的機関との情報交換を始めとした関係機関との連携を強化する。	
	業績指標	実績		
業績目標	国際テロの発生件数	外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換、内閣情報会議、合同情報会議等における関係機関に対する情報の提供等により、国内外の関係機関との連携を強化し、テロ関連情報の収集・分析を強化した。また、テロリスト等の入国及び銃器・爆発物等の持込みを防ぐため、入国管理局、税関等の関係省庁と連携し、国際海空港における水際対策を実施した。さらに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者及び旅館業者等、テロリストがテロの準備段階において利用する可能性のある施設等の管理者に対し、不審情報の即報等の協力を要請した。その結果、我が国において国際テロの発生はなかった。		
	達成状況:	達成目標	国際テロを未然に防止する。	
	業績目標	実績		
業績目標	北朝鮮による拉致容疑事案等について捜査・調査を推進するとともに、25年度中、リスト規制品に該当する真空ポンプの虚偽申告輸出及び同未遂事件を検挙するなど、対日有害活動に的確に対処した。			
	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)	<p>[事例1] 北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を更に強化するため、外事情報部外事課に「特別指導班」を設置し、都道府県警察に対する指導を強化したほか、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に備え、個別事案ごとに捜査上の必要性や家族の意向を勘案しつつ、積極的にDNA型鑑定資料の採取を実施した。また、広く情報提供を求めため、都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに事案の概要等を掲載した。さらに、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を強化して捜査・調査を推進した。</p> <p>[事例2] 武器及び兵器の開発等に転用可能な貨物として、輸出貿易管理令で定めるリスト規制品に該当する真空ポンプについて、偽った書類を税関に提出して、平成21年9月から23年10月にかけて、計10回にわたり22台を韓国に向けて輸出したほか、23年12月に1台を韓国に向けて輸出しようとしたことから、26年3月、貿易会社役員を関税法違反(虚偽申告輸出及び同未遂)で検挙した(山口)。</p>		
	達成状況:	達成目標	北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。	

参考指標・参考事例	なし		
業績目標達成のために 行った施策	<p>官邸、関係機関等との連携【行政事業レビュー対象事業：61 焦点、63 情報収集・分析機能の強化等、65 ラヂオプレスニュース速報受信】 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。</p> <p>外国治安情報機関等との多種多様な情報交換【行政事業レビュー対象事業：63 情報収集・分析機能の強化等、65 ラヂオプレスニュース速報受信】 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。</p> <p>情報収集・分析機能の強化【行政事業レビュー対象事業：61 焦点、63 情報収集・分析機能の強化等、65 ラヂオプレスニュース速報受信、66 国際テロ対策データベースシステム、67 国際テロ捜査情報分析支援装置維持費】 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置等を講じるにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析体制の強化を図った。</p>		
	各行政機関 共通区分	：相当程度進展あり	
	判断根拠	<p>業績指標 については、25年度中、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されたことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、25年度中、国際テロを未然に防止したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、25年度中、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を一層強化するとともに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案についての捜査を推進するなど、対日有害活動に的確に対処したことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>	
評価の 結果	目標の達成状況		
	達成状況の分析	<p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、内閣情報会議等における情報の提供等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、国内関係機関・外国治安情報機関等との情報交換等により、テロ関連情報の収集・分析能力を強化したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、国内関係機関・外国治安情報機関等との情報交換や、情報収集・分析機能の強化等により、違法行為の取締りを推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況 及びその分析を踏ま えた総括	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、関係機関等との連携の強化等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。</p> <p>【引き続き推進】 引き続き、情報収集・分析体制の強化及び国内外の関係機関との情報交換を図る。</p>	
学識経験を有する者の 知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	<p>「治安の回顧と展望（平成25年版）」（26年3月警察庁警備局） 「平成25年 警備情勢を顧みて（焦点第283号）」（26年3月警察庁）</p>		
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間

平成25年度実績評価書

基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実				
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実				
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援を充実させる。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	1,816,444	1,623,149	1,741,548	1,742,391
		< 103,367,889 >	< 115,955,580 >	< 104,147,348 >	< 110,563,330 >
	補正予算(b)	0	156,743	0	
		< 59,357,050 >	< 48,538,901 >	< 12,706,990 >	
	繰越し等(c)	0	0		
	合計(a+b+c)	1,816,444	1,779,892		
< 182,321,569 >		< 192,390,055 >			
執行額(千円)	1,813,408	1,778,383			
	< 136,489,781 >	< 129,590,740 >			
上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 7 犯罪被害者の保護				
	「第2次犯罪被害者等基本計画」(23年3月閣議決定) 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 第4 支援等のための体制整備への取組				
	「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (6) 犯罪被害者等の保護				

業績目標	基準	実績													
		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		20~24年度(平均)		25年度	
年度別	うち法律・政令改正の効果(注1)	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	
															申請
	(申請件数(件))	(565)		(719)		(718)		(810)		(729)		(708)		(645)	
犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、決定金額並びに20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数及び裁定金額)	支給被害者(人)	388	1	538	53	534	112	663	191	517	135	528	98	516	135
	(裁定件数(件))	(510)	(1)	(656)	(56)	(641)	(121)	(835)	(209)	(621)	(138)	(653)	(105)	(597)	(146)
	不支給被害者(人)	19	0	28	0	29	6	52	12	56	21	37	8	55	13
	(裁定件数(件))	(22)		(31)		(32)	(6)	(61)	(12)	(69)	(21)	(43)	(8)	(65)	(14)
	計(人)	407	1	566	53	563	118	715	203	573	156	565	106	571	148
	(裁定件数(件))	(532)	(1)	(687)	(56)	(673)	(127)	(896)	(221)	(690)	(159)	(696)	(113)	(662)	(160)
	裁定金額(百万円)	907	13	1,277	342	1,311	640	2,065	1,142	1,509	889	1,414	605	1,233	620
25年度は暫定値 (26年4月給与厚生課作成)															
注1:「うち法律・政令改正の効果」とは、被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。															
<p><平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号) <ul style="list-style-type: none"> 重傷病給付金等について休業損害を加算 犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号) <ul style="list-style-type: none"> 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ 生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い130歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ 障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い130歳未満の犯罪被害者について最低額を大幅に引上げ 															
達成状況	達成目標	犯罪被害給付制度を適切に運用する。													

業績指標	基準							実績	
	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度	
犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施件数	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	3,410	4,090	4,072	3,851	4,576	4,000	5,002	
	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	404	458	451	468	593	475	353	
	25年度は暫定値							(26年4月給与厚生課作成)	
達成状況:	達成目標	警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。							
業績指標	基準							実績	
項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度		
関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	民間被害者支援団体における相談受理件数(件)	17,027	19,519	22,192	24,649	25,892	21,856	24,177	
	民間被害者支援団体における直接支援件数(件)	3,947	4,779	6,576	7,250	8,088	6,128	8,150	
	警察からの情報提供件数(件)	415	542	606	712	852	625	899	
25年度は暫定値							(26年4月給与厚生課作成)		
達成状況:	達成目標	それぞれの指標について最近の増加傾向を維持する。							

参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
刑法犯(過失犯(注2)を除く。)による死者及び重傷者の数	死者(人)	831	714	636	656	586	685	523
	重傷者(人)	2,602	2,598	2,624	2,782	2,755	2,672	2,747
	合計	3,433	3,312	3,260	3,438	3,341	3,357	3,270
25年度は暫定値		(26年4月捜査支援分析管理官作成)						
注2:過失犯とは、過失致死傷、業務上過失致死傷及び失火をいう。								
参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
交通事故による死者及び重傷者(注3)の数	死者(人)	5,180	4,944	4,883	4,578	4,438	4,805	4,332
	重傷者(人)	55,742	53,240	50,647	48,230	45,985	50,769	43,994
25年度は暫定値		(26年4月交通企画課作成)						
注3:重傷者とは、全治1か月以上の障害を負った者をいう。								
参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況	警察における臨床心理資格を有する被害相談専門要員(人)	85	84	84	86	92	86	70
	その他の被害相談専門要員(人)	182	185	174	136	91	154	49
25年度は暫定値		(26年4月給与厚生課作成)						
参考事例	幼少期からの複雑な家庭環境により精神的な不安を抱える被害少年に対し、心の葛藤を受け止める受容的なカウンセリングを継続的に実施し精神状態の改善に努めた。また、親権問題を抱えている父親へのカウンセリングも並行して行うなど再被害防止及び家族関係改善へ向けた支援を実施した。							

業績目標達成のために 行った施策	被害者支援推進計画の推進【行政事業レビュー対象事業:68 犯罪被害給付金、69 犯罪被害者支援経費】 「平成25年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき各種支援施策を推進した。
	被害者支援活動等に対する適切な評価の実施 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して表彰を実施した。
	研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施 警察大学校等において、被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術上級専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。
	広報の推進【行政事業レビュー対象事業:69 犯罪被害者支援経費】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。
	全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:69 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国被害者支援フォーラム2013」を共催した。
	被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。

評価の結果	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり	
	目標の達成状況	判断基準	業績指標 については、25年度中の申請被害者数、支給被害者数及び裁定金額は、前年度より減少したものの、25年度中の刑法犯による死者及び重傷者の数(参考指標)が前年度より減少した中で、過去5年間の平均値と比較した減少率がいずれも15%以内にとどまったこと、20年の法令改正による効果がみられたことを勘案すれば、犯罪被害給付制度は健全に機能していると認められることから、目標をおおむね達成した。 業績指標 については、25年度中の部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(353件)は過去5年間の平均値(475件)を下回ったものの、25年度中の警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(5,002件)は過去5年間の平均値(4,000件)を上回ったことから、目標をおおむね達成した。 業績指標 については、25年度中の民間被害者支援団体における相談受件数(24,177件)は、回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の値(28,714件)を15.8%下回ったものの、25年度中の民間被害者支援団体における直接支援件数(8,150件)及び警察からの情報提供件数(899件)は、回帰直線上の値(それぞれ9,354件、939件)との差が15%以内にとどまったことから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標 については、上記の「業績目標のために行った施策」のうち、被害者支援推進計画の推進により、適切な犯罪被害給付制度の運用が図られたこと等が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。 被害者支援に対する適切な評価の実施については、犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動等に対する適切な評価を実施したことにより、支援に携わる警察職員の士気を一層高めたことから、本施策は目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標 については、上記の「業績目標のために行った施策」のうち、研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施及び被害を受けた少年に対する支援の推進等により、支援活動の高度化や、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援が図ったこと等が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。 業績指標 については、上記の「業績目標のために行った施策」のうち、広報の推進、全国被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進により、犯罪被害者等の利便性が向上したほか、社会における犯罪被害者等に対する理解の促進図られたこと等が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。	
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪被害者等の支援の充実を目指すため、犯罪被害者給付制度の適切な運用等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。	
	評価の結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図るとともに、特に、犯罪被害者等に対するカウンセリングの更なる充実を図るため、適任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行う。	

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成25年度における犯罪被害給付制度の運用状況について」(26年4月警察庁長官官房給与厚生課) 「犯罪統計書」(20～24年)(警察庁) 「交通事故統計年報」(警察庁交通局)
---------------------------	--

政策所管課	給与厚生課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現								
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止								
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。								
基本目標に係る 予算額・執行額	区分	23年度	24年度	25年度	26年度				
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	227,291 < 103,367,889 >	223,945 < 115,955,580 >	239,395 < 104,147,348 >	220,474 < 110,563,330 >			
		補正予算(b)	0 < 59,357,050 >	178,832 < 48,538,901 >	142,945 < 12,706,990 >				
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >					
		合計(a+b+c)	227,291 < 182,321,569 >	402,777 < 192,390,055 >					
執行額(千円)	197,822 < 136,489,781 >	191,344 < 129,590,740 >							
上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。									
業績目標に係る内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第5 安全なサイバー空間の構築								
	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(25年2月) 四 世界一安全・安心な国								
	サイバーセキュリティ戦略(25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定) 3 取組分野 (1) 「強靱な」サイバー空間の構築 (3) 「世界を率先する」サイバー空間の構築								
	「世界最先端IT国家創造宣言」(25年6月14日閣議決定) ・ 利用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 3. サイバーセキュリティ								
	「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築								
	第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(26年1月) 九 安心を取り戻す								
業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	サイバー犯罪(注1) の検挙件数	項目	20年	21年	22年	23年	24年	22~24年 (平均)	25年
		検挙件数(件)	6,321	6,690	6,933	5,741	7,334	6,669	8,113
	(26年4月情報技術犯罪対策課作成)								
	注1: 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪								
達成状況:	達成目標	サイバー犯罪の検挙件数を過去3年間の平均値よりも増加させる。							
業績指標	項目	基準					実績		
サイバーテロ(注2) の発生件数	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20~24年度 (平均)	25年度	
	発生件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	
(26年4月警備企画課作成)									
注2: 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの									
達成状況:	達成目標	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。							
参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20~24年 (平均)	25年
	サイバー犯罪等に 関する相談受案件数	合計(件)	81,994	83,739	75,810	80,273	77,815	79,926	84,863
		詐欺・悪質 商法	37,794	40,315	31,333	32,892	29,113	34,289	36,237
		迷惑メール	6,038	6,538	9,836	11,667	12,946	9,405	10,682
		名誉毀損・ 誹謗中傷	11,516	11,557	10,212	10,549	10,807	10,928	9,425
		不正アクセ ス・ウイルス	4,522	4,183	3,668	4,619	4,803	4,359	6,220
		インターネット ・オークション	8,990	7,859	6,905	5,905	4,848	6,901	5,950
		違法情報・ 有害情報	4,039	3,785	3,847	3,382	3,199	3,650	3,132
		その他	9,095	9,502	10,009	11,259	12,099	10,393	13,217
		(26年4月情報技術犯罪対策課作成)							

参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年
インターネット・ホット ラインセンターが 受理した違法情報 及び有害情報件数	違法情報(件)	14,211	27,751	35,016	36,573	38,933	30,497	30,371
	有害情報(件)	6,122	6,217	9,667	4,827	12,003	7,767	3,428
(26年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年
出会い系サイト及 びコミュニティサイト の利用に起因する 犯罪に遭った児童 の数	出会い系サイトの 利用に起因する 犯罪被害に遭った児童 数(人)	724	453	254	282	218	386	159
	コミュニティサイトの 利用に起因する 犯罪被害に遭った児童 数(人)	792	1,136	1,239	1,085	1,076	1,066	1,293
(26年4月情報技術犯罪対策課作成)								

業績目標達成のために 行った施策	<p>全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化〔行政事業レビュー対象事業：74 不正アクセス取締関係資機材の整備、76 サイバー犯罪取締りの推進〕</p> <p>サイバー犯罪の取締りを強化し、IT社会における国民の安全・安心を確保するため、サイバー犯罪捜査に係る地方警察官を増員するとともに、違法・有害情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注3)を活用した取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修、解析手法を習得させるための訓練等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用し、ファイル情報の分析・検索を行った。</p> <p>注3：インターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を監視庁に設置された情報追跡班が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p>
	<p>サイバー攻撃特別捜査隊の設置等によるサイバーテロ対策のための体制強化</p> <p>平成25年4月、管区警察局所在県を中心とする13都道府県警察にサイバー攻撃特別捜査隊を設置し、サイバー攻撃対策の推進体制を強化したほか、同年5月には、警察庁に都道府県警察が行う捜査に対する指導・調整、官民連携や外国治安情報機関との情報交換に当たるサイバー攻撃対策官を設置するとともに、これを長とするサイバー攻撃分析センターを設置し、サイバー攻撃に係る情報の集約・分析機能を強化した。また、サイバー攻撃手法等に関する研修及び民間委託による訓練等を実施し、最新のサイバー攻撃に対する防御技術の習得等を図った。さらに、新たなサイバー攻撃に対応できる資機材を整備した。</p>
	<p>予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進〔行政事業レビュー対象事業：25-4 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測技術に関する調査研究〕</p> <p>リアルタイム検知ネットワークシステムを運用してサイバー攻撃の予兆・実態把握に努めるとともに、同システムの高度化に資するインターネット観測技術に関する調査研究を実施した。</p>
	<p>情勢に対応した訓練環境の充実〔行政事業レビュー対象事業：25-3 情勢に対応した訓練環境の充実〕</p> <p>全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施するため、各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を擬似的に体験できる訓練環境を整備した。</p>
	<p>各種講演やセミナーによる研修及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発〔行政事業レビュー対象事業：72 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等〕</p> <p>警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における情報セキュリティ・アドバイザーによる講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトや警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を通じて、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。</p>
	<p>サイバーテロ対策セミナー、共同訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化</p> <p>都道府県警察のサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策協議会、サイバーテロ対策セミナーを開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対応能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。</p>
	<p>情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携強化</p> <p>情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」及びウイルス対策ソフト提供事業者等との「不正プログラム対策協議会」の枠組みを活用してサイバー攻撃に係る情報共有を行い、また、セキュリティ関連事業者と「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」の枠組みを活用して官民の連携強化を推進した。</p>
	<p>国際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化</p> <p>G8ハイテク犯罪サブグループ会合への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO-Interpol)を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査互助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>
	<p>先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用</p> <p>改正不正アクセス禁止法に基づく取締りを推進するとともに、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯について、全国47都道府県警察において一斉取締りを行うなど効果的な取締りを実施した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
	<p>情報技術解析に係る関係機関との連携強化</p> <p>デジタルフォレンジック連絡会を開催し、情報技術解析に係る関係機関との情報共有を図った。また、関係機関に対し、デジタルフォレンジックに関する講義を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。さらに、情報技術に係る情報の提供に関する協力を行う旨の協定に基づき、民間有識者コミュニティとの情報共有を図った。</p>

	<p>総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業：72 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】</p> <p>総合セキュリティ対策会議においては、「「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方」～日本版NCFTAの創造に向けて～」について議論を行い、報告書等を取りまとめたほか、警察庁、総務省及び経済産業省が主体となって設置した、民間事業者等を構成員とする不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会（官民ボード）において取りまとめた「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づいた取組を推進した。成果の一部として、情報セキュリティに関する情報を集約した情報セキュリティポータルサイト「ここからセキュリティ！」を公開した。また、プロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るため、民間企業との技術協力を推進した。</p>
	<p>ホットライン業務の効果的な運用【行政事業レビュー対象事業：70 インターネット・ホットライン業務】</p> <p>一般のインターネット利用者からの違法・有害情報に関する通報を受理し、違法・有害情報の警察への通報や違法・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいては、通報を受けたインターネット上の違法・有害情報に關し、サイト管理者等に対して、25年中は違法情報12,796件、有害情報1,262件の削除依頼を行い、このうち違法情報12,341件（96.4%）、有害情報964件（76.4%）が削除された。</p>
	<p>外部委託したサイバーパトロール業務の効果的な運用【行政事業レビュー対象事業：70 インターネット・ホットライン業務、71 サイバーパトロール業務】</p> <p>一般のインターネット利用者からの通報が期待できない出会い系サイトや児童ポルノ等が掲載された登録制サイト等をパトロールし、発見した違法・有害情報をインターネット・ホットラインセンターに通報するため、警察庁が業務委託しているサイバーパトロールにおいては、平成25年中に11,459件の通報を実施した。</p>
	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、25年中は337件検挙した。</p>
	<p>サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業：70 インターネット・ホットライン業務】</p> <p>サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るために作成した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」、「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム（モデル）」を活用し、新たなサイバー防犯ボランティアの結成を促進するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動支援を推進した。</p>

目標の達成状況	各行政機関 共通区分	：目標達成	
	判断基準	<p>業績指標 については、25年中のサイバー犯罪の検挙件数(8,113件)が過去3年間の平均値(6,669件)と比較して増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標 については、25年度中、サイバーテロの発生がなかったことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「目標達成」と認められる。</p>	
評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標 については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、各種資機材がサイバー犯罪捜査において不可欠な資機材として活用されたことに加え、全国協働捜査方式の活用、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯の全国一斉取締り、捜査情報の共有等の取組により、効果的、効率的な取締りが可能となったことから、当該取組が目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>また、インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数(参考指標)は減少したものの、依然として多くの情報が寄せられており、インターネット・ホットラインセンターから警察庁への通報に基づく検挙も行われたことから、こうした外部委託業務も目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標 については、サイバー攻撃特別捜査隊の設置等により、サイバー攻撃対策の推進体制を強化したことや、共同訓練等により、重要インフラ事業者等や情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携を強化したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>加えて、業績指標 及び については、国際連携の強化、情報技術解析に係る関係機関との連携強化等を確実に実施したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>一方、平成25年12月、警察庁が都道府県警察を通じて、「サイバー空間の安全・安心に関する国民の意識調査を行ったところ、サイバー空間を安全に安心して利用できるかについては、56.8%の者が「そう思わない・どちらかといえばそう思わない」と回答するなど、サイバー空間の安全・安心に対する不安感が大きいことがうかがわれた。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】</p> <p>今後も、安心できるIT社会の実現を目指すため、サイバー犯罪の検挙件数を増加させるなどする必要があるので、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。</p>	<p>【引き続き推進】</p> <p>サイバー空間の安全・安心に対する不安感が大きいことがうかがわれたこと等を受け、引き続き、</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察職員の育成、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化 外部有識者、民間企業、諸外国等との連携の強化 被害防止のための広報啓発の推進 <p>等に取り組む。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成25年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」(26年3月警察庁)</p> <p>「平成25年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について」(26年4月警察庁)</p> <p>「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(26年2月警察庁)</p>
---------------------------	--

政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-----------------------------	----------	------------------